第三節　教育費及設備

學用品の選擇購入及取扱

一、學用品ノ選擇

1、學用品ハ教育上有效ナルモノヲ選擇スヘキハ勿論ナルモ節約ヲ旨トシ島民日常生活ニ稽ヘ努メテ質素ナルモノヲ選擇スルコト

2、學用品ハ教育上相當ノ種類ヲ必要トスルモ島民ノ自製シ得ルモノ又ハ他物ヲ以テ代用シ得ルモノハ可成之カ利用ヲ圖ルコト

3、學校ニ於テ教育上ノ必要ニ依リ特殊ノ學用品ヲ考案シ又ハ新ニ別種ノモノヲ採用セントスル場合ハ前各項ノ精神ニ戾ラサル範圍ニ於テスルコト

二、學用品ノ購入

1、學用品中特殊ノモノヲ除キ各學校ニ共通使用シ得ルモノハ支廳ニ於テ取纏メ購入ノコト

2、右ハ本廳ニ於テモ斡旋スヘキニ付希望ノ場合ハ年度初ニ於テ所要學用品ニ付品目（品質表示ノコト）數量、單價等申出テノコト

三、學用品ノ取扱

1、支廳ニテ取纏メ購入シタル學用品ハ支廳ニ保管シ置キ各學校物品取扱主任ノ請求ニ依リ拂出スコト

2、學校ニ於ケル物品取扱主任ハ學級擔任者ノ請求ヲ俟ツテ拂出スコト

（中　略）

7、公學校兒童給與規程第五條第二項ニ依リ一學年ヲ通シ兒童一人ニ給與スル學用品ハ左表ノ數量ヲ超ユルコトヲ得ス但シ學校長ニ於テ亡失毀損其ノ他特別ノ理由アリト認メタル場合ハ此ノ限ニアラス

品目	單位	補二	補一	本三	本二	本一
學習帳	册	一〇	一〇	七	六	五
綴り方用紙	枚	一〇〇	一〇〇	八〇	五〇	三〇
畫洋紙	枚	（八ッ切）四〇	（十六切）四〇	四〇	四〇	四〇
唱歌用紙	枚	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
鉛筆	本	一〇	一〇	七	六	五
消ゴム	個	—	—	—	—	—
クレオン	箱	—	十二色一	—	—	六色一

備考（省　略）

如斯して公學校兒童は身一つ登校すれば完全に修學が出來る恩澤に浴して居るが、我が國が島民子弟の教育を創始して既に二十餘年、島民の生活程度も漸次改善向上されつゝある今日、兒童學用品等も漸次自費支辨へと改めるが自然の成り行きで、當事者の考究を要する所である。

邦人人口の增加に伴ひ小學校の新設及學級增加に要する經費は年と共に增加し、設備に於ても本群島は木造建物は新營後數年を出でずして、早くも修繕を必要とし、之が維持には多額の經費を要し、暴風の被害も甚大である爲、近年は校舍新營の場合は此の點にも留意して堅牢且耐久的建築を爲す方策を講じて居る。次に教育費及學校用地及建物等を表示して參考に資する。

學校經費（小學校）

支廳別（年度別）	經常部 俸給	教育費 事務費	教育費 學校費	教育費 生徒費	教育費 雜費	教育費 計	教育費 合計	臨時部 兒童一人當リ	臨時部 土木及營繕費	臨時部 災害費	臨時部 計	總計
サイパン	二五四三六、九五円	二四六五六、八三円	三三七一、三〇円	一四九三、〇二円	五三九二、〇八円	二九一五八、三九円	一五九二三〇、一六円	三八、〇〇円	三八六四一、〇〇円	—	三八六四一、〇〇円	一九七六六二、一六円
ヤップ	二五二八、〇〇	一二八四、三九	五三三、八八	四四、〇七	六四、一〇	四六二、〇五	一五九二三〇、一六	一四三二、三〇	—	—	一四三二、三〇	一六六〇九、二七
パラオ	一三〇〇九、四〇	六二六、〇六	二七六、七三	八三、二五	五二、三八	二九七三、八一	一六六〇九、二七	四〇、五三	—	—	四〇、五三	一六六〇九、二七
トラック	三七二、四〇	二八八、七七	五六九、三四	四六、九五	一三、六三	七四九、九一	四九五三、八八	五七、二五	—	—	五七、二五	四九五三、八八
ポナペ	八二六三、八四	八三三、〇〇	三三五三、三四	七五、七七	三五九、四〇	二八八、八二	二八八四、三五	六八、七〇	—	—	六八、七〇	二八八四、三五
ヤルート	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	一四二九三一、五九	一七六六八、〇四	二八二三四、五九	一七四三、〇五	六二六三、〇五	三六一三〇、六七	一九六七三〇、三〇	四〇、六六	三六六四一、〇〇	—	三六六四一、〇〇	三三五五七一、三〇
大正十五年 昭和元年	二三三二三、七五	三七八三、七五	四二〇八、六九	一一六、三七	四三二、二六	四七五七、五四	三一七九四、〇三	七九、六八	—	—	—	三一七九四、〇三
昭和二年	二六八六八、一九	二七六三、七五	三五五二、一三	一六五、一二	七六八、四〇	四四八四、七四	三四一六、六八	九四、五四	一〇四二〇、〇〇	—	一〇四二〇、〇〇	四四四五二六、六八
昭和三年	二八〇八、三三	四二八、八三	五八一七、五八	三三二、二二	九七四、二九	五二一四、〇八	三七四一六、二六	五七、一九	七五六四、〇七	—	七五六四、〇七	四四四九〇、三三
昭和四年	三五八一六、四五	六八四一、二二	五九八〇、一七	四三五、三八	一三四二、四九	七七六八、〇四	五〇二五、七〇	四四、三三	三三六五三、七〇	—	三三六五三、七〇	七三六八九、四〇
昭和五年	五一四〇、七二	六四四二、六三	七三五八、一〇	八〇六、九八	一七六九、五一	九九四四、五九	六七八四七、九四	三八、四四	一〇一九四七、一四	—	一〇一九四七、一四	一六九七五五、〇八
昭和六年	六五〇七、二〇	六五九五、六三	二一六四〇、一一	八一六、〇三	二三六、四三	二四七三、五六	八六三四五、五八	三三、八七	三七四九一、五五	—	三七四九一、五五	一二三五八六、九三
昭和七年	七四〇七、四三	一一八七、一三	二二五七、三三	一一五七、八八	三〇〇八、六九	一七九〇〇、〇九	一〇四三八四、三〇	四三、一八	三四七四四、五〇	—	三四七四四、五〇	一〇四三八四、三〇
昭和八年	九四一七二、三六	一二三八、二四	一八八一四、一八	一六六六、九七	四〇〇二〇、〇九	三四五二一、二五	一三〇〇二一、八五	五五、〇〇	一四一六八二、二九	—	一四一六八二、二九	三七八八二〇、三三
昭和九年	一一八六八、三五	一三七七六、三五	二〇一九三、三七	二一六八、五九	四九一三、七七	七七七五五、七三	一六〇三三七、六四	四一、一六	七六四五九、〇〇	—	七六四五九、〇〇	二三五五七一、三〇
昭和十年	一四二九三一、五九	一七六六八、〇四	二八二三四、五九	一七四三、〇五	六二六三、〇五	三六一三〇、六七	一九六七三五〇、三〇	四〇、六六	三六六四一、〇〇	—	三六六四一、〇〇	二三五五七一、三〇

備考　公學校臨時教室（邦人兒童收容）經費ハ公學校分ニ算入セリ。

學校經費（公學校）

（昭和十年度）

支廳別（年度別）	經常部 俸給	教育費 事務費	教育費 學校費	教育費 生徒費	教育費 雜費	教育費 計	教育費 合計	臨時部 兒童一人當リ	臨時部 土木及營繕費	臨時部 災害費	臨時部 計	總計
サイパン	一五九九五、二〇円	一八八三、九三円	一四〇〇、八七円	七二八、四三円	四二三、九六円	二五五三、二六円	二〇四三三、三八円	七七、〇〇円	二八〇七、〇〇円	—	二八〇七、〇〇円	二六四〇四、四五円
ヤップ	一三四八、九七	三四六二、二三	八三一、四三	一九四六、五三	四〇六、五二	三〇〇九、六五	五九、九九	五五、〇〇	—	—	—	三〇〇九、六五
パラオ	二八四五、二八	一一六一九、四三	二〇五五、二七	六〇八三、九七	八一六、〇六	四八三四、四〇	八一、六六	四四、五三	—	—	—	四八三四、四〇
トラック	三〇四一、四七	四五八三、八〇	一七三三、〇六	五一六〇、〇八	八八一、四〇	三三四〇、一二	三九、八八	五七、二五	—	—	—	三三四〇、一二
ポナペ	二四五三三、二四	四四四八、八八	一五四三、七六	一八五五、四四	六四八、六一	三三〇一九、四三	五七、一三	六八、七〇	—	—	—	三三〇一九、四三
ヤルート	一五一〇九、八三	六一四三、七三	一〇三七、二七	三〇〇〇、一三	六六四〇、〇八	四四〇二、八四	二五九五五、〇三	七〇、三四	—	—	—	二五九五五、〇三
計	一一七四四三、九八	八二八一、六五	八七七四一、五四	三六三五五、二六	三六三六九一、四八	一八〇五七七、〇〇	五九、三六	八三〇、〇〇	—	—	—	一八〇五七七、〇〇
大正十五年 昭和元年	九一四九五、九三	二七七一一、五八	二二九九五、〇〇	一八九三〇、〇六	二四〇二〇、六七	三二二五六、二三	一四〇四六三、五三	五五、〇〇	一五二五八、五〇	—	七四六八、一二	三二六二一四、六二
昭和二年	九七六八三、八三	二〇四八四、四五	八三八六六、二〇	三二六〇、四八	二九八五五、一三	一四七九四三、七六	六六、七八	一四五九五、八七	—	—	一四五九五、八七	一六三五三七、六三

（昭和十年度）

昭和三年	九六三二、八三	三八七、六三	二一五六、六〇	一六九四、九四	三八四四、一七	三一九七、七三	一五〇六九、一八	五九、一九	一八三三、五九	—	一八三三、五九	一六八九三、七七
昭和四年	一〇二六八、五	一三七九〇、五七	一〇〇六、一八	一八六二四、七九	四一〇〇、七九	三四三一、七六	一五八四〇〇、八四	六二、五三	八四七九、七六	—	八四七九、七六	一六六九〇、六〇
昭和五年	一〇八二九三、八六	一九四一〇、一一	一〇八〇一、〇五	一六四二一、八五	四二六三、七三	三一五九六、六三	一六九三〇〇、五九	六〇、七九	三四五七、〇五	—	三四五七、〇五	一九三七七、六四
昭和六年	一〇四六三、〇四	三五七〇〇、九六	二一七八七、四六	一六七五四、五〇	四三六一、一三	三三八〇三、〇八	一六六一三六、六八	五五、五〇	二一五四八、五四	—	一五四八、五四	一八七六八、五二
昭和七年	一一一四三〇、九六	三三一〇三、六七	二一八六九、〇六	一七一〇八、二五	四〇六五、四三	三三二四〇、七四	一七七六六五、三七	六〇、五七	八六六三、一五	—	八六六三、一五	一八六三八、五二
昭和八年	一一二〇四二、二七	二九七九〇、四七	九八一八、八三	一八三五〇、三五	三六九一、一四	三三八六一、三三	一七四六九五、〇六	五八、六〇	七五七〇、〇〇	—	七五七〇、〇〇	一八三六五、〇〇
昭和九年	二一七八五、四〇	二八三九、五〇	九〇四六、二六	八三三三、三三	三七二四、九三	三〇九八四、四二	一七六五九、七六	五八、八〇	三五八二六、六七	—	二六八二六、六七	二〇〇四六、四三
昭和十年	二一七四三、九八	三三一四一、五四	八二八一、六五	一八七七四、五七	三六三五、二六	三六六九一、四八	一八〇七七、〇〇	五九、三六	一八〇七六、〇〇	—	一八〇七六、〇〇	一九八六五、〇〇

備考　臨時教室經費ヲモ算入セリ。（パラオ支廳管内兒童一人當り經費他支廳ニ比シ多額ナルハ木工徒弟養成所分ヲ算入セルニヨル）

學校用地及建物（小學校）

（昭和十年四月末日現在）

支廳別	學校名	土地坪數 學校敷地	寄宿舍敷地	所屬官舍敷地	其他學校地	計	建物坪數 校舍	附屬舍	所屬官舍	寄宿舍	其ノ他	計
サイパン	サイパン高等小學校	二七一八、〇〇	—	—	—	二七一八、〇〇	三六八、一〇	四五、七六	—	—	—	三七三、八六
	サイパン尋常小學校	七五五三、〇〇	—	—	—	七五五三、〇〇	四八八、〇〇	六八、〇〇	—	—	—	五五七、〇〇
	タナパコ尋常小學校	二五五〇、〇〇	—	—	—	二五五〇、〇〇	八六、五〇	九、七五	七一、六三	—	—	二七七、八八
	アスリート尋常小學校	三三八、〇〇	—	—	—	三三八、〇〇	三六〇、〇〇	一六八、二七	三、七五	二五、一九	—	二九七、二二
	チャツチヤ尋常高等小學校	四四四九、〇〇	—	—	—	四四四九、〇〇	一四九、五七	三、〇〇	一〇七、一九	—	—	二二九、七六
	チヤランカノア尋常高等小學校	三六八〇、〇〇	—	—	—	三六八〇、〇〇	一六五、九八	六、九七	七二、〇〇	—	—	二四四、九六
	テニアン尋常高等小學校	四二九〇、〇〇	—	—	—	四二九〇、〇〇	三五九、〇三	二四、二三	三六、〇〇	—	—	四一九、二五
	マルポ尋常小學校	一六〇、〇〇	—	—	—	一六〇、〇〇	三二六八、七五	九三、七五	三、〇〇	五六、〇〇	—	一五三、七五
	カーヒー尋常小學校	一六五、〇〇	—	—	—	一六五、〇〇	三一六五、〇〇	一八二、四五	三、〇〇	八一、四〇	—	二六六、八六
	チユーロ尋常小學校	三〇〇、〇〇	—	—	—	三〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇	—	三〇、〇〇	—	—	三〇、〇〇
	ロタ尋常小學校	四〇〇〇、〇〇	—	—	—	四〇〇〇、〇〇	一六〇、〇〇	八五、〇〇	—	—	—	一〇一、〇〇
	ヤップヤップ尋常小學校	一三七、七〇	—	一、七〇	八、〇〇	一三五、四〇	六一、七〇	一、九〇	—	—	—	六二、六〇
	パラオパラオ尋常小學校	二五八九、〇〇	—	—	—	二五八九、〇〇	三四〇、〇〇	三三、七四	—	—	—	三六七、七四
	トラックトラック尋常小學校	六一一、九四	—	—	—	六一一、九四	六四、三三	一〇、九四	—	—	—	七五、七三
	ポナペポナペ尋常高等小學校	三三九一、二五	—	—	—	三三九一、二五	八二、一〇	七、〇〇	—	—	—	八九、一〇
	パルキール分教場	三〇〇、〇〇	—	—	—	三〇〇、〇〇	六二、五〇	七、〇〇	二〇、〇〇	—	—	八九、五〇
	ヤルートジャボール特別學級	一六〇、〇〇	—	—	—	一六〇、〇〇	四三、八〇	—	—	—	—	四三、八〇
	計	四七六五六、八九	—	四六七、四五	八、〇〇	四八一三四、三四	二六五五六、一六	二四四、〇四	五九九、四二	—	—	三四九九、六二
大正十五年	昭和元年度	九六六三、〇〇	—	—	—	九六六三、〇〇	九六六三、〇〇	三五一、三五	三四、〇五	—	—	三八五、三〇
	昭和二年度	九六六三、〇〇	—	—	—	九六六三、〇〇	九六六三、〇〇	三五一、三五	三四、〇五	—	—	三八五、三〇
	昭和三年度	九六六三、〇〇	—	一一〇、九六	—	九七七二、九六	三八九、二五	三三、八五	五三、〇〇	—	—	四六五、〇八

| | | |

	ジャポール公學校	六四九、五〇	一八八、〇〇		二二、〇〇	二六四九、五〇	三三四、五〇	五、〇〇		八七、〇〇	五、〇〇	三四一、五〇
ヤルート	ウオッヂエ公學校	三四九六、〇〇		三四二、二五	三四、五〇	四〇三、七五	三〇二、五〇	五二、〇〇	四八、〇〇	七、〇〇		三〇九、五〇
	クワゼリン公學校	七五四、〇〇		三〇、〇〇		七四、〇〇	三、〇〇	一三、五〇	一二、〇〇		六八、五〇
計		六九九〇、五四	二九七四、〇〇	三〇二五、〇〇	一六〇四、〇〇	八七七八三、七九	二一九〇、五三	三九六、一五	四四六、一七	三八一、五三	五八、〇〇	三四三一、八六
大正十五年度		三九七六一、一五		三九三〇三、七一								
昭和元年度			二九七四、〇〇			七八九八四、八三	二〇九二、〇七	二九七、三〇	三〇二一、三五	二三〇、五〇	二三、三五	二九一四四、四五
昭和二年度		四〇七六七、五一	二五六八、五〇	一三三六、三〇	四八五三、一三	一八五八、二五	二三五、五八	二九九、五八	二三〇、〇〇			二七四一、四一
昭和三年度		四八七〇、六〇	三一五〇、五〇	一六八九、三一	三七九二九、六三	一六四〇、〇四	一八七三、〇〇	二四〇、八七	三六八、一三	二〇、八〇		二九〇三、一三
昭和四年度		五三二五、五四	三一八四、〇〇	二〇四八、九九	三七四一、一〇	九五九一九、六一	一八九二、一九	三五六、五三	三六五、一〇	四、五〇		二九〇二、九四
昭和五年度		五六八八五、五三	二七六四、〇〇	二七〇六、九六	三七四七四、一〇	九六二五〇、五〇	一九九二、四四	三九八、六六	三六八、六〇	七、五〇	三一〇八、〇三	
昭和六年度		五〇二五、二九	二七三二、四六	二八八〇、六二	二四一九六、五〇	六九九六四、八七	二一九〇、七六	二八五、〇〇	四四一、五〇	三〇一、七三	二六、一〇	三三四五、三六
昭和七年度		六一〇九四、六八	二九七四、〇〇	二五一〇、二五	二六七四、〇〇	七八三六二、九三	二一七九、〇三	三一九、八一	四三六、三四	三六〇、五三	二六、一〇	三三三三、六九
昭和八年度		六三〇一三、五八	二九七四、〇〇	三二五〇、二五	二八七四、〇〇	八〇八六一、八三	三一〇六、〇三	三一九、八一	四七八、四六	三四四、五三	二六、一〇	三三七四、九一
昭和九年度		六三〇四、五八	二九七四、〇〇	三三〇〇、二五	二八〇四、〇〇	七九七二、八三	三一九五、〇三	三一〇、九一	五〇五、九七	三六九、五三	一七、五〇	三三九九、〇〇
昭和十年度		六九九〇五、五四	二九七四、〇〇	三三〇、二五	二八〇四、〇〇	八七七八三、七九	二一九〇、五三	三六、一五	四五六、一七	三八一、五三	五八、〇〇	三四三一、八六

備考　土地坪數ハ正確ナラザルモノアリ。

第四節　學校衛生

未開人の衛生的觀念の缺陷の例に漏れず、南洋群島島民も非衛生的な生活を續けて來た、西班牙及獨逸領時代には相當に衛生、醫療方面にも留意されて居た樣であるが、醫療は島民保健の爲でなく、島民を醫學研究の資料としたといふ口碑すら殘つて居る。

群島が我が領有に歸するや、島民の開發、福祉を以て目的とし、大正四年二月六日に臨南防第四五號を以て「南洋群島傳染病豫防規程」を發布し、同日軍醫長の名を以て各守備隊長宛「清潔方法、消毒方法」を通牒して、保健の必要と其の方法に就て指示する所があつた。

島民の施療

當時の島民は、一般に衛生思想に乏しく不潔であつた。これは主として彼等の衣食住に基因して居て、各地共ニフランペシヤ」及輕症な熱帶赤痢（アメベー）が流行することがあり、其の他皮膚病、花柳病、結核等も相當見受けられ、各守備隊所在地では軍醫官が島民の施療をも行つたが、遠隔の地はこの恩澤に浴することが出來なかつた。是等の施療はヤルートの外皆無料で施療されて居たが、大正六年度より漸次各地に實費徴收の方法を設けて實施されることとなつた。

島民の腸寄生蟲

更に島民一般に腸寄生蟲、殊に十二指腸蟲病に罹るものが甚だ多い事は獨逸時代の報告にもあつた。我が占領以來之が調査を行つた事がなかつたが、大正七年一月十七日附を以て防備隊軍醫長は各守備隊軍醫官に、各守備隊所在地小學校（島民學校）生徒の糞便檢査を依囑した。其の結果は同年十月一日次の如く發表された。

島民學校生徒糞便檢査成績統計表

	サイパン	パラオ	トラック	ポナペ	ヤルート	ヤップ	計	%
檢査人員	二九二	三三三	七〇	一六五	七四	一〇〇	一、〇三四	—
寄生蟲卵發見者	二九二	二八九	五七	一五八	二二	七四	八九二	八六、二七
二種以上寄生蟲卵發見者但シ鞭蟲卵ヲ除外ス	二二八	九二	四〇	七	六	八	三八一	三六、八五

蟲卵の種類

	サイパン	パラオ	トラック	ポナペ	ヤルート	ヤップ	計	%
十二指腸蟲	二二〇	五九	五二	一一九	一七	六	四七三	四五、七四
蛔蟲	二九〇	一七二	五二	九	一一	五六	五九〇	五七、〇六
繞蟲	三	一〇五	七	—	—	二	一二一	一一、一〇
鞭蟲	二六五	一七五	五三	一四九	五一	五七	七五〇	七二、五三
無鈎條蟲	—	—	—	—	—	一	一	〇、九二

（檢査人員前表ニ同ジ）

斯の如くして一般的にも亦學校兒童に對しても其の衛生上に就て留意されて來たが、學校全體に對する統一した施設は行はれて居なかつた。

小公學校

大正十二年七月四日、內務部長の名を以て通牒を發し、小學校、公學校課業中（校外指導、遠足、運動會、修學旅行を含む）又は寄宿舍に於て、發病若は負傷せし場合に要する救急藥品備付に就て注意があり、大正十四年七月一日より南洋廳告示第九號を以て、南洋廳醫院診療並諸料金徵收規程及島民診療費規程を改正して、小學校及公學校兒童で學校衛生上特に治療を必要とする疾患に罹りたる者に對しては、學校長の要求に依り保護者が貧困で藥價其の他の料金を支拂ふ資力のない者に對しては其の一部又は全部の治療費を免除することゝなつた。

兒童の施療

學校醫の設置

大正十五年八月三日、南洋廳訓令第二十一號を以て「學校醫設置並職務規程」を制定し、各官立小學校及公學校に南洋廳醫院職員中より學校醫を任命し、少くとも毎月一回（離島及遠隔の地は適宜）教授時間內に於て、其の衛生に關する各種の事項を調査せしむる方針をとつた。又學校醫の設置と同時に、南洋廳令第二十二號を以て、兒童身體檢査規程を制定して、小學校、公學校に於ては毎年一回兒童身體檢査を行ふことゝした。

昭和十三年三月一日南洋廳令第三號を以て、學校身體檢査規程が布告され、同年四月一日より施行し、同時に兒童身體檢査規程は廢止されて、南洋廳管內の學校全部に適用することゝした。

學校醫設置並職務規程

大正十五年八月三日
南洋廳訓令第二十一號

支廳、小學校、公學校

學校醫設置並職務規程

第一條　南洋廳小學校及公學校ニ學校醫ヲ置ク

第二條　學校醫ハ南洋廳醫院醫長、醫官又ハ醫員中ヨリ南洋廳長官之ヲ命ス

第三條　學校醫ハ少クトモ毎月一回（離島其ノ他遠隔ノ地ハ適宜）教授時間內ニ於テ其ノ擔當學校ニ到リ左ノ事項ヲ調査スヘ

第四節　學校衛生

シ但シ必要ニ應シ調査事項ノ取捨ヲ行フコトヲ得

一　校地、建物並設備ノ衛生ニ關スル事項

二　校具ノ衛生ニ關スル事項

三　教授衛生ニ關スル事項

四　運動ニ關スル事項

五　職員、兒童ノ建康狀態

六　病者、虛弱者、精神薄弱者等ノ監督養護ニ關スル事項

七　清潔ニ關スル事項

八　飲料水並飲食物ニ關スル事項

九　其ノ他衛生上必要ナル事項

臨時必要アル場合ニ於テ學校醫ハ支廳長又ハ學校長ノ請求ニ依リ特ニ前項各號ノ全部又ハ一部ニ就キ調査スヘシ

第四條　學校長ハ兒童中病者、虛弱者、精神薄弱者ヲ發見シ若ハ學校長其ノ他ノ職員ヨリ之ニ關スル通知アリタルトキハ其ノ狀況ニ依リ一科目若ハ數科目ノ授業免除、休學、退學又ハ治療、保護、矯正等ヲ要スヘキコトヲ學校長ニ申告スヘシ

前項ノ異常アル兒童中休學、退學等ヲ必要トセサル者ニ對シテハ學校醫ハ繼續的ニ之ヲ監察スヘシ

第五條　學校醫ハ學校職員中學校衛生上注意ヲ要スル者ヲ發見シタルトキハ之ニ關シ必要ナル事項ヲ學校長又ハ支廳長ニ申告スヘシ

第六條　學校醫ハ兒童身體檢査規程ニ依リ兒童ノ身體檢査ヲ爲スヘシ

第七條　學校醫ハ學校附近又ハ學校內ニ傳染病發生シタルトキハ必要ナル豫防及消毒ノ方法ヲ講シ尙其ノ狀況ニ依リ學校ノ全部又ハ一部ノ閉鎖ヲ必要ト認ムルトキハ之ヲ學校長ニ申告スヘシ

通學兒童ノ住居地又ハ其ノ附近ニ傳染病發生シタル場合ニ於テ其ノ通學兒童ノ登校ヲ禁止スル必要ヲ認ムルトキハ之ヲ學校長ニ申告スヘシ

第八條　學校醫ハ第四條、第五條及第七條ニ揭ケタル場合ノ外學校衛生上必要ト認メタル事項ニ就キ支廳長又ハ學校長ニ申告スヘシ

第九條　學校醫ハ學校衛生ニ關シ學校長ノ諮問ニ應シテ意見ヲ述フヘシ

第十條　學校醫ハ學校長ノ請求ニ應シ兒童又ハ其ノ保護者等ニ對シテ衛生ニ關スル講話ヲ爲スヘシ

第十一條　學校醫ハ其ノ調査シタル事項、執務狀況若ハ申告セル事項ニ就キ其ノ大要ヲ學校醫執務日誌ニ記入シ其ノ都度學校長ニ提出スヘシ

第十二條　學校醫ハ本令ニ揭クルモノ其ノ外南洋廳長官ノ命ヲ承ケ學校衛生ニ關スル職務ニ從事スヘシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

學校身體檢査規程

昭和十三年三月一日
南洋廳令第三號

學校身體檢査規程

第一條　學校ニ於テハ生徒兒童ノ養護鍛錬ヲ適切ニシ體位ノ向上ト健康ノ增進トヲ圖ル爲本令ニ依リ身體檢査ヲ施行スヘシ

第二條　身體檢査ハ學校醫ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ

學校醫ナキトキ又ハ學校醫檢査ヲ行ヒ難キ事情アルトキハ他ノ醫師ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得學校職員其ノ他適當ナル者ヲシテ身體檢査ノ一部ヲ補助セシムルコトヲ得

第三條　身體檢査ハ毎年四月之ヲ施行スヘシ但シ已ムヲ得サル場合ニ於テハ身長、體重、胸圍、坐高ノ測定ヲ除キ六月末迄ニ

之ヲ施行スルコトヲ得

第四條　身體檢査ハ左ノ項目ニ就キ之ヲ施行スヘシ

身長、體重、胸圍、座高、榮養、脊柱、胸廓、眼、耳、鼻及咽喉、皮膚、齒牙、其ノ他疾病及異常

前項目外必要ト認メタル事項ハ特ニ檢査ヲ行フコトヲ得

第五條　身體檢査ハ左ノ各號ニ準據シテ之ヲ施行スヘシ

一　身長、胸圍及坐高ハ「センチメートル」、體重ハ「キログラム」ヲ以テ單位トシ四捨五入法ヲ用ヒ單位ノ下一位ニ止ムヘシ

二　身長ハ足袋、靴等ヲ脫シ兩踵ヲ密接シ背、臀部及踵ヲ尺柱ニ絞シテ直立シ兩上肢ヲ體側ニ垂レ頭部ヲ正位ニ保チ之ヲ測定スベシ

三　體重ハ著衣ノ儘測定シタルトキハ其ノ衣服ノ重量ヲ控除スベシ

四　胸圍ハ起立ノ姿勢ニ於テ兩肢上ヲ自然ニ垂レシメ背面ハ肩胛骨ノ直下部、前面ハ乳頭ノ直上部ニ尺帶ヲ當テ安靜呼吸ヲ終ルトキ之ヲ測定スベシ乳頭ノ著シク膨隆セル女子ニ在リテハ尺帶ヲ少シク其ノ上方ニ當テ測定スルモノトス

五　坐高ハ腰掛ニ正坐セシメ上體ヲ垂直ニ保チ身長ノ測定方法ニ準ジ坐面ヨリ顱頂マテノ距離ヲ測定スベシ

六　榮養ハ皮膚ノ色澤、皮下脂肪ノ充實、筋肉ノ發達ニ就キ檢査スベシ榮養ノ狀態普通以下ニシテ衞生上特ニ注意ヲ要ストシ認ムルモノヲ「要注意」トシ其ノ他ノモノヲ「可」ト記入スベシ

七　脊柱ハ形態及疾病ニ就キ檢査スヘシ形態ハ生理的彎曲ヲ有スル者ヲ「正」トシ異常アルモノニ就テハ平背、圓背、鳩背側彎等ヲ區別スヘシ

疾病ハ特ニ「カリエス」ニ注意スベシ

八　胸廓ハ形態、發育ニ就キ檢査スベシ

異常アル者ニ就テハ扁平胸、漏斗胸、鳩胸等ヲ區別スベシ

九　眼ハ視力、屈折異常、色神及眼疾ニ就キ檢査スヘシ

視力ハ萬國式試視力表ニ就キ左右ヲ各別ニ檢査シ裸眼視力ヲ記入スベシ但シ眼鏡ヲ常用スル者ニ就テハ裸眼視力ノ外更ニ其ノ眼鏡ヲ裝用シタル儘左右ノ視力ヲ檢査シ括弧內ニ記入スヘシ弱視失明等モ各眼ニ就キ記入スベシ

色神ハ異常ノ有無ヲ入記スベシ

眼疾ハ特ニ「トラホーム」ニ注意スベシ初等學校第二學年以下ノ兒童ニ在リテハ視力、屈折異常及色神ノ檢査ヲ省略スルコトヲ得

一〇　耳ハ聽力及耳疾ニ就キ檢査スベシ

聽力ハ適當ナル方法ニ依リ檢査シ障碍ノ有無ヲ記入スベシ

耳疾ハ特ニ中耳炎ニ注意シ耵聹栓塞アルトキハ耳疾欄ニ記入スベシ

初等學校第二學年以下ノ兒童ニ在リテハ聽力ノ檢査ヲ省略スルコトヲ得

一一　鼻及咽喉ハ鼻炎、鼻茸、蓄膿症、腺樣增殖症、扁桃腺肥大等ニ注意スベシ

一二　皮膚ハ白癬、疥癬、其ノ他ノ傳染性皮膚疾患、濕疹、頭虱等ニ注意スベシ

一三　齒牙ハ齲齒ニ就キ檢査シ處置齒、未處置齒ニ分チテ其ノ數ヲ記入スヘシ

一四　其ノ他ノ疾病及異常ニ就テハ呼吸器、循環器、消化器神經系等ヲ檢査シ結核性疾患、腺病　肋膜炎、心臟疾患、貧血、脚氣、脫腸、神經衰弱、言語障碍、骨、關節ノ異常、四肢運動障碍、熱帶病等ノ發見ニ力ムベシ

第六條　前條ノ檢査ヲ終了シタルトキハ全身ノ狀態ヲ綜合考察シ身體虛弱、精神薄弱又ハ疾病及異常ヲ有スル者ニシテ學校衞生上特別養護ノ必要アリト認ムルモノヲ「要養護」トシ然ラザルモノヲ「可」トシ設評欄ニ記入スベシ

第七條　身體檢査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ其ノ結果ヲ本人又ハ其ノ保護者ニ通知スベシ

授業免除、休學又ハ治療、保護、矯正等ヲ要スル者アルトキハ本人又ハ其ノ保護者ニ注意ヲ與ヘ適切ナル處置ヲ講ゼシムヘシ

第四節　學校衛生

學校ニ於テ必要アルトキハ健康相談、豫防處置其ノ他適當ナル保健養護ノ施設ヲ講ズベシ

第八條　身體檢査ヲ施行シタルトキハ其ノ結果ヲ第一號樣式ノ身體檢査票ニ記入シ本人在學中之ヲ使用スヘシ轉學シタル者アルトキハ學校長ハ前ノ學校ヨリ其ノ身體檢査票ノ交付ヲ受ケ使用スベシ

身體檢査票ハ學校長ニ於テ之ヲ保管スベシ

第九條　身體檢査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ第二號樣式ノ身體檢査統計表ヲ調製シ其ノ年七月末日限リ中等學校ニ在リテハ南洋廳長官ニ、初等學校ニ在リテハ支廳長ニ報告スベシ

支廳長ハ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ取纒メ第二號樣式ニ準ジ支廳管内小、公學校別身體檢査集計表ヲ調製添付シ其ノ年十月末日限リ南洋廳長官ニ送付スベシ

第十條　監督官若ハ學校長ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ學校醫ニ於テ必要ト認メ學校長ノ同意ヲ得タルトキハ適當ナル期日ニ就キ臨時身體檢査ヲ行フコトヲ得

第十一條　前各條ニ依ル身體檢査ノ外就學、入學ニ關シ身體檢査ヲ行フコトヲ得

第十二條　學校職員、傭人等ノ身體檢査ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ定ムルコトアルベシ

第十三條　特別ノ事情アル場合ハ南洋廳長官ノ認可ヲ受ケ本令ノ身體檢査ヲ行ハサルコトヲ得

附　則

本令ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

（書式省略）

島民兒童に腸寄生蟲の多いことは既述の通りであるが、邦人兒童にも其の害を被る者が非常に多く、兒童の發育保健上看過する事の出來ない問題であつた。依つて昭和二年十二月二十三日、書記官の名に於て、昭和三年度身體檢査の際、全群島小、公學校兒童及木工徒弟養成所生徒の糞便檢査を各支廳の醫院に於て行はしめ、蛔蟲及十二指腸蟲の二種の治療に就き、醫院又は醫師の指導に依つて一齊に行ひ、それに要する費用は一切南洋廳で支出する旨を通牒し、當調査の結果及治療の成績に付ては、學校毎に十月末日迄に本廳に到着する見込で報告する事を命じた。

腸寄生蟲の驅除

報告の結果、腸寄生蟲の寄生率も非常に多かつたが、治療效果に於ても顯著なるものがあつた、そこで昭和四年度に於ても前年度同樣に之を施行せしむることゝした。昭和四年度も好同績を收めたので昭和五年度より每年繼續して之を實施することゝなし、昭和五年三月四日書記官より次の如き通牒が各支廳長宛に發せられた。

學校兒童腸寄生蟲驅除ニ關スル件

庶第三五三號
昭和五年五月四日

首記ノ件從來ノ實施成績ニ徵シ効果アルモノト認メラレ財務今後年々繼續施行スルコトト相成各醫院ニ對シ豫算配布相成候條爾今左記要項ニ依リ之カ調査並治療ヲ施行セシメラレ度尙本件ニ關シテハ各醫院長ニ希通屆置候條御了知相成度依命

記

一、範　圍

小學校公學校兒童及木工徒弟養成所生徒ノ全部ニ對シテ行フモノトス但シ交通不便ニシテ便船ノ都合上實施困難ナル學校ノ兒童ニ對シテハ治療ヲ廢シ調査ニ止メ又ハ調査治療共ニ之ヲ缺クコトヲ得

二、調査及報告

1、調査ハ學校醫ヲシテ之ヲ擔當セシメ學校醫事故アルカ若ハ手不足ノ場合ハ支廳勤務ノ醫師タル技手ヲシテ擔當又ハ補助セシムヘシ

2、調査ニ當リテハ學校職員ヲシテ糞便ノ採集檢査其ノ他ノ補助ヲナサシムヘシ

3、糞便檢査ハ醫院内ニ於テ之ヲ行フ但シ醫院内ニ於テ施行シ難キ場合ハ調査擔當者ヲ出張セシメ施行スヘシ

4、調査ハ毎年身體檢査ノ際之ヲ行フヘシ但シ都合ニ依リ其ノ前後ニ行フモ差支ナシ

5、糞便檢査ノ方法ハ塗抹法ニ依ルヘシ但シ特ニ必要アルトキハ其ノ他ノ方法ヲ兼ネ行フコトヲ得

6、調査ノ結果ハ別紙第一號樣式ノ腸寄生蟲調査簿（兒童一人ニ付毎學年一枚）ニ當該受持教員及調査擔任者ヲシテ詳細記入セシメ且ツ學校長ヲシテ別紙第二號樣式ノ何學校兒童腸寄生蟲卵檢査成績表ヲ作成セシメ治療成績表ト共ニ速ニ報告セシムルコト

7、前項ノ調査簿ハ當該兒童ノ在學中一括之ヲ保存スルコト

南洋廳管内學校ニ轉學スルトキハ之ヲソノ學校長ニ送付セシムルコト

三、治療及報告

1、治療ハ調査終了後一齊ニ蛔蟲十二指腸蟲ノ二種ニツキ行フモノトス但シ右治療開始ノ場合ハ豫メ兒童保護者ト打合セ其承諾ヲ得タル上實施スルコト

兒童保護者ノ同意ナキ場合ハ治療ヲ行ハサルコト

2、蛔蟲ノ治療

（イ）蛔蟲ノ治療ハ檢査後蟲卵ノ有無ニ拘ヲス全兒童ニ對シ隔月海人草ヲ服藥（毎回三度服藥）セシム

（ロ）海人草ノ服藥ニ付テハ豫メ醫師ヲシテ年齢別飲用ノ容器ヲ定メシメ學校職員ヲシテ兒童ニ服藥セシム

（ハ）前記ノ方法ヲ繼續施行シ翌年度身體檢査ノ結果ハ別紙第三號樣式ノ蛔蟲治療成績表ニ依リ學校長ヲシテ速ニ報告セシムヘシ但シ卒業兒童ニツキテハ卒業前之カ調査ヲナシ置キ一括報告セシムルコト

3、十二指腸蟲ノ治療

（イ）十二指腸蟲ノ治療ハ檢査ノ上確定シタル者ノミニ付之ヲ行フ右ハ治療中醫師ノ監視ヲ要スルヲ以テ一齊治療ハ醫院所在地ノ學校兒童ニノミ施行スルコト

（ロ）醫院所在地以外ノ學校兒童ニツキテハ重患者ニ限リ學校長ハ父兄及醫院ト協議ノ上入院治療セシムヘシ

（ハ）治療ノ結果ハ別紙第四號樣式ノ十二指腸蟲治療成績表ニ依リ前項ノ蛔蟲治療成績表ト一括報告（學校長）セシムヘシ

第一項但書ニヨリ蛔蟲又ハ十二指腸蟲ノ調査又ハ治療ヲ行ハサルトキハ學校長ヲシテ事由ヲ具シ報告セシムルコト

四、經費

1、藥價及入院料

治療ハ凡テ醫院ニ於テナシタルモノト看做シ之ニ要スル經費ハ醫院事業費支辯ノコトトシ藥價及入院料ハ南洋廳醫院診療並諸料金徴收規程第二十一條第二項又ハ島民診療費徴收規程第十一條第二項ノ規定ニ依リ總テ無料トスルコト

2、旅費

本調査ノ爲出張シタル學校醫又ハ支廳技手ニ對スル旅費ハ支廳ニ於テ支辯ノコト但シ之カ爲當該年度ノ旅費不足ヲ生シタル時ハ豫算ノ增額ヲ要求スルコトヲ得

五、雜件

1、本調査並治療等ノ機會ヲ利用シ學校ニ於テハ一般父兄ニ對シ腸寄生蟲ニ關スル衛生上ノ注意ヲ喚起スルニ努ムルコト

2、十二指腸蟲保有兒童ノ家庭ニ對シテハ可成其ノ家族ニ對シテモ檢査ヲ施行スルコト

（書式省略）

尙腸寄生蟲調査及治療に關しては、昭和九年一月報告及書式に多少の變更を加へられ、現在之を實行して相當の成績を擧げて居るが、腸寄生蟲の寄生兒童及生徒數は相變らず相當多數の數字を示して居る。之は氣候風土及飲食

物の關係で、其の傳染を容易ならしめる環境にある事も見逃すべからざる事實である。

各學校の衛生施設

群島内の各種學校は各群島否各學校に於て其の環境と設備とを異にして居るので、衛生施設に於ても之を同一に規矩する事は出來ないが、各學校共其の宜しきを得て居る事は、炎熱下の此の地に於て各校共其の出席歩合が良好で、病氣缺席兒童の僅少な事に依つても覩ひ知る事が出來る。各校の施設の異る點は、例へばサイパン尋常小學校に於ては千名内外の兒童を收容して居る爲に、兒童衛生上の事務が多忙であり、これを等閑に附すべからずとして、保護者會に於て看護婦を一名雇入れ、トラホーム兒童の洗眼及び其の他の事務を執らしめ、パラオ尋常高等小學校は、病院に接近して居る關係もあり、病院に依頼してトラホーム兒童の洗眼を行ひ、テニアン島のチューロ尋常小學校等の如きは學校醫の指導を受け、教職員自らトラホーム兒童の洗眼を行つて居る。又各離島及避暑地の小・公學校の職員の中には、自ら多量の醫藥を購ひ置き、兒童のみでなく一般民衆にも施藥する篤志の士も少くないとのことである。尚南洋群島の地方病であるフヲンベシヤの罹病者の公學校兒童に對しては、南洋廳病院に於て無料で治療を受ける特點を與へられて居る。

第百四十一圖　パラオ醫院のフラベンシア治療
（昭和十年）

第百四十二圖　チューロ小學校の洗眼
（昭和十二年）

第五節　教職員の待遇

教育行政及教職員の採用に就ては既に之を述べたから、本節に於ては教職員の待遇に就て略述する。

軍政時代

軍政時代の教職員は教育顧問（トラツク司令部附）及民政事務囑託（各守備隊附）として採用され、教育顧問は「隊内に限り奏任待遇」、民政事務囑託は「隊内に限り判任待遇」であり、職名を教員と稱し後訓導と改め、其の給料は臨時軍事費から支辨され、戰時中の軍人同樣の待遇を受けた。この外に民事費支辨の教職員があつて、其の中訓導は「隊内に限り判任待遇」で、教員は雇員であつた。

大正六年六月九日に民政職員身上取扱規程が定められて、民政職員の身上取扱に關しては本規程に抵觸せざる限り總て海軍軍屬に關する規定を準用する（第五條）こととし、其の命免、增減給は雇員以上は司令部で之を行ひ、各廳長は必要に應じて之が具申をすることが出來た。傭人は豫算の範圍内で各廳長が之を行ふこととなし。（第七條）右の各號の一に該當する者は之を免ずることとした。（第十三條）

一、老齢に達し其の職に堪えざる者
二、疾病若くは事項に依り缺勤多き者
三、無屆にて引續き八日以上缺席の者
四、第三條各號に該當したる者（家資分散若は身代限りの處分中の者、懲役若は禁錮の刑を受けた者、品行不良の者）
五、屢々罰則に觸れ改悛の見込なき者
六、執務不熱心にして將來見込なき者
七、第十二條の誓約に背きたる者（採用に際し必要と認めたる時誓約せしむ）

尙出缺勤、轉地療養、履歴書提出及保管等の規準及民政職員の定員、同初給額標準が定められた。教職員の初任給は、訓導が四十五圓、教員は二十五圓とされた。而して命免、增減給の場合はそれ〴〵辭令を交付することとし、同年七月一日より施行した。

大正七年六月三日には民政職員給與規程が定められ、民政職員の給與は別に規定あるものを除く外其の規程に據る（第一條）こととし、俸給額を定め、奏任待遇は月額二百五十圓以下六十圓とし、判任待遇は月額百圓以下參十圓までとした。教員（雇員）給料は月額十五圓より最高四十五圓とし、助教員（傭人）初給日額四十錢より最高壹圓二十錢迄とし、島民を採用する場合は其の三分の二以内を給することゝした。

本邦人民政職員の僻陬地に駐在する者に對しては次の額を以て在勤加俸を支給された。

在勤加俸

官等	甲額	乙額
奏任待遇者	日額 五十錢	日額 三十錢
判任待遇者	日額 三十錢	日額 十八錢
雇員	日額 二十錢	日額 十二錢

備考　甲額ハヤップ民政管區オレアイ、トラック民政管區モートロック、サイパン民政管區ロタ、ポナペ民政管區クサイ、パラオ民政管區ペリリウ駐在者ニ給ス。
乙額ハパラオ民政管區マルキョク、ポナペ民政管區キチー、同ウー、同マタラニユーム駐在者ニ給ス。

又本邦人たる民政職員には次の如く食數に應じて食料を支給された。

食料

	奏任待遇	判任待遇	雇員	傭人
一食ニ付	二十八錢	二十錢	十六錢	十二錢

尙所屬官廳所在地以外の交通不便の地方に勤務する本邦人たる民政職員の俸給は三ケ月以内に前金渡をすることを得ることゝし（第九條）公務に原因して負傷を受け、又は疾病に罹つた職員の治療費を官費支辨とし（第十三條）退官、退職、死亡等に關してもそれ〴〵所定の支給をなすことゝして、同年四月一日に朔つて之を施行した。

大正七年七月一日勅令を以て民政部官制が發布された。それと同時に教職員の中判任文官の資格のある訓導を「海

軍教員」と稱して判任官とし、其の資格のない訓導及教員は、大正十年に至つて「海軍准教員」といふ官名を新に設けて判任待遇とした。

大正八年九月三十日には臨時增給として、

一、軍事費支辨の者は月給の十分の六、又は日給十八日分

二、民政費支辨の者は月給の十分の四、又は日給十二日分

を支給されることとなり。同年十二月二日には、民政費支辨の判任待遇者は本俸の五・五、雇員・傭人は本俸の五・四を支給されることゝなつたが、同じ教職員でも軍事費支辨者と、民政費支辨者で其の給與率は同一でなかつたのである。

大正九年七月十二日には、七月一日現在民政費支辨の判任待遇者、雇員、傭人に對し、毎月支給の臨時手當の外に俸給、給料の一ケ月分又は三十日分の十七分の十を臨時手當として支給された。

大正十年三月三十一日民政職員給與規程を定め、大正七年六月に定められた民政職員給與規程は、本令の施行されると共に廢止された。新に制定された民政職員給與規程に於ても、民政職員の給與は別に規定あるものを除く外は本規則に依る（第一條）こととし、判任待遇者の月俸は二十五圓以上八十五圓以下とし、雇員の月給は七十圓以下、庸人の日給は二圓以下で、島民は各所定の三分の二以内とした（第二條）更に增給、減給、傷病及公務中の負傷、死亡等に就ては大體前規程と同樣で、本邦人たる民政職員には、次の如き在勤加俸を支給した。（第十二條）

在勤加俸

	日額		日額
判任待遇者 月俸八十五圓以下	円 一三五〇	判任待遇者 月俸四十圓以下	円 六五〇
同 月俸七十圓以下	一一〇〇	同 月俸三十圓以下	五〇〇
同 月俸五十五圓以下	八五〇		

本邦人の民政職員で遠隔の地に駐在する者に對しては、駐在手當を支給された。（第十三條）

駐在手當

官等	甲額（日額）	乙額（日額）
判任待遇者	円 三〇〇	円 一八〇
雇員	二〇〇	一二〇
傭人	一〇〇	〇六〇

備考

	トラック管内	サイパン管内	ヤップ管内	パラオ管内	ポナペ管内	ヤルート管内
甲額	モートロック	ロタ	オレアイ	ペリリユウ	クサイ	マロエラップ
乙額	—	—	—	マルキヨク ガラルド アルモノゲイ	キチウ マタラニーム	—

更に本邦人たる民政職員には次の額に依り食數に應じて食料を給した。

食料費

食料

	判任待遇	雇員	傭人
一食	円 三〇〇	円 一六〇	円 一六〇
（大正十年四月一日ヨリ）	三二〇	二五〇	二五〇

本令は同年四月一日より施行され、施行と同時に判任待遇者は月俸五十五圓以下の者に限り自三圓至五圓の增俸があり、雇員及日給者は現在の給料に臨時手當を加へた額の十五分の十に相當する金額を以て給料とされた。

南洋廳時代

昭和十一年四月一日南洋廳が設置されるに及び、教職員の中で、小學校本科正教員、尋常小學校本科正教員は訓導として判任官として、南洋廳小學校訓導、南洋廳公學校訓導に任用し、其の他の教員免許狀を有する者及び無資格者を教育事務囑託とし、囑託には訓導に代用するものと、專科勤務の者と二別されることとなつた。

文官加俸額

大正十一年四月一日南洋廳令第九號を以て南洋廳及所屬官置在勤文官加俸額を定め、

一、高等官

本俸年額三千四百圓以上ノ者　本俸ノ十分ノ九

本俸年額二千圓以上三千四百圓未滿ノ者　本俸ノ十分ノ十

但加俸年額三千圓ヲ越ユル者ハ三千圓トス

本俸年額二千圓未滿ノ者　本俸ノ十分ノ十一

二、判任官

三級俸以上ノ者　本俸ノ十分ノ十一

三級俸以下ノ者　本俸ノ十分ノ十一ニ十圓ヲ加ヘタル額

三、巡査　本俸ノ十分ノ十二

とし、同年四月一日より實施したが、高等官の加俸は、大正十一年五月十一日に內閣訓令を以て改めて定められ四月分より適用されたが其の內容には變りなく、同年五月二十一日に大正十一年四月廳令第九號は廢止され、同日南洋廳訓令第十號を以て、南洋廳及所屬官署在勤判任官加俸額を定め即日施行したが其の內容には變りない。

尙、朝鮮、臺灣、滿洲、樺太及南洋群島在勤文官加俸令第二條には、

「南洋廳長官ノ加俸ハ本俸ノ十分ノ九トシ其ノ他ノ南洋廳高等官ノ加俸ハ十分ノ十二以內、南洋廳判任官ハ十分ノ十五以內トシ其ノ額ハ本屬長官之ヲ定ム但シ七級俸以下ノ判任官ノ加俸ハ月額百圓迄ヲ給スルコトヲ得」

と規定されて居る。

囑託員、雇員及傭人給與規程

大正十一年七月三十一日には、南洋廳訓令第二十二號を以て囑託員、雇員及傭人給與規程を定め、囑託員の手當は一時手當、月手當、又は年手當とし、雇員の給料は月給又は日給とし、月給は八十五圓、日給は二圓八十錢以內とされ、特別技能を有する者は此の限にあらずとし、傭人の給料は特別技能ある者の外二圓以內とし同年四月分より適用した。

傳染手當

大正十一年七月三十一日南洋廳訓令第二十號を以て、交通至難の場所に在勤する南洋廳及所屬官署の職員手當支

給規程を定め、該當本邦人職員には別表の月手當を支給することゝし同年四月分より適用した。

別表

等級	場所	給與額 判任官	給與額 巡査	給與額 雇員及囑託員	給與額 傭人
一等地	マロエラツプ、モートロック、ウオツジ、エメレオン	十五圓	十二圓	十圓	七圓
二等地	ロタ、ペリリユウ、水曜島、テニアン	十圓	八圓	六圓	四圓五十錢
三等地	マルキヨク、ガラルド、アルモノグイ、マツプ、ウー、マタラニーム、キチー	七圓	五圓	三圓五十錢	二圓五十錢

賄料支給

大正十一年七月三十一日南洋廳訓令第二十一號を以て、南洋廳及所屬官署賄料支給規程を定め、宿直又は徹夜勤務を爲した者に對し左記の區分に依つて賄料を支給することゝし同年四月一日より適用した。

高等官		宿直勤務	一夜ニ付　六十錢
		徹夜勤務	一夜ニ付　八十錢
判任官及同待遇		宿直勤務	一夜ニ付　四十五錢
		徹夜勤務	一夜ニ付　六十五錢
囑託員及雇員	本邦人	宿直勤務	一夜ニ付　四十錢
		徹夜勤務	一夜ニ付　六十錢
	島民	宿直勤務	一夜ニ付　二十錢
		徹夜勤務	一夜ニ付　三十五錢
傭人	本邦人	宿直勤務	一夜ニ付　二十五錢
		徹夜勤務	一夜ニ付　四十錢
	島民	宿直勤務	一夜ニ付　十五錢
		徹夜勤務	一夜ニ付　二十五錢

公學校寄宿舍舍監手當

大正十一年八月十七日勅令を以て、南洋廳公學校訓導で舍監事務に從事する者に月額十五圓以內の手當を給する事を得ることを定められ、大正十四年十月二十三日南洋廳訓令第四十九號を以て、公學校寄宿舍監事務竝手當支給規程が定められ、コロール、ヤツプ、夏島、コロニー、ジャボール、マロエラツプの六公學校に寄宿舍を設け、支廳長は舍監の定員を定め、之が命免を掌ることゝなし、舍監事務を規定し、當直舍監には左の區分に依つて手當を支給することとし即日之を施行した。

一、訓導及囑託員　一夜ニ付　五十錢

二、助教員　一夜ニ付　三十錢

昭和七年九月二十一日勅令第二百六十一號を以て、朝鮮、臺灣、關東州及南洋群島官公立小學校長等優遇令が發布され、南洋廳小學校長、南洋廳公學校長も功績ある者は奏任官待遇を受ける事を得ることとなり、待遇相當官等は高等官五等以下とされた。

昭和八年三月二十七日勅令第四十號を以て南洋廳實業學校官制が發布され、南洋廳實業學校教諭は判任官として任官したが、昭和十二年四月十七日勅令第百三十五號を以て改正され、學校長たる教諭は奏任官、他の教諭及書記は判任官と改正された。

昭和十二年十二月一日實業學校寄宿舍舍監事務並手當支給規程が定められ、舍監の定員及び其の命免は學校長が之を定め、舍監事務及寄宿舍規則に就き規定し、舍監には月額五圓の手當を支給する事として即日施行した。

恩給に關しては南洋群島の中、パラオ諸島コロール島、サイパン島、ヤップ島は二分の一月を加算され、其の他の各島は三分の二月を加算されることゝなつて居る。

學校教職員俸給平均的額

學校教職員俸給平均

（昭和十年四月末日現在）

支廳別（年度別）	訓導 小正 最高	訓導 小正 最低	訓導 小正 平均	訓導 尋正 最高	訓導 尋正 最低	訓導 尋正 平均	囑託 訓導代用 最高	囑託 訓導代用 最低	囑託 訓導代用 平均	囑託 專科 最高	囑託 專科 最低	囑託 專科 平均	教員補 最高	教員補 最低	教員補 平均
サイパン	一一〇	五二	六七	七五	四五	五八	九二	五〇	七六	八〇	一五	二九	三〇	二五	二八
ヤップ	八五	五七	七〇	—	—	—	六〇	六〇	六〇	一五	一五	一五	三七	一八	二七
パラオ	九五	四三	六七	七五	七五	七五	五五	五〇	五三	—	—	—	二九	二三	二七
トラック	一一〇	六〇	七五	七五	五七	六六	七〇	七〇	七〇	—	—	—	二七	二〇	二三
ホナペ	九五	五三	七二	七〇	六五	六八	—	—	—	一七	一七	一七	二七	一七	二三
ヤルール	九五	五五	七一	—	—	—	一一〇	五二	八一	—	—	—	二六	一七	二一
計	一一〇	四三	六九	七五	四五	六三	一一〇	五〇	七一	八〇	一五	二五	三七	一七	二四
大正十五年 昭和元年	一〇〇	五〇	七二	八五	四〇	六三	九四	五〇	七〇	—	—	—	三一	一〇	二一
昭和二年	一〇〇	五二	七四	八五	四二	六四	九八	一〇	五九	—	—	—	三二	一二	二二
昭和三年	一〇〇	五二	七二	八五	五二	六五	九八	五〇	七〇	二七	一〇	一六	三二	一二	二一
昭和四年	一〇〇	四三	七一	八五	六二	六八	一〇五	五〇	七一	五〇	一二	三〇	三二	一二	二二
昭和五年	一〇〇	四三	六八	八五	六二	六九	一〇〇	五〇	六七	五〇	一二	二九	三四	一二	二〇
昭和六年	九七	四五	七〇	八五	五〇	六七	一〇五	五九	七七	二〇	一二	一四	三五	一六	二三
昭和七年	九七	四三	六八	九五	五〇	六八	九〇	五〇	六九	二〇	一三	一五	三七	一五	二二
昭和八年	一一〇	四五	六八	九五	四〇	七三	九五	五〇	六八	一八	一五	一五	三九	一五	二三
昭和九年	一一〇	四〇	六七	八五	四〇	六五	一〇〇	五〇	六八	七六	一五	二四	三五	一五	二三
昭和十年	一一〇	四三	六七	七五	四五	六三	一一〇	五〇	七一	八〇	一五	二四	三七	一七	二四

第六節　社會教育の現況

島民に對する社會教育

群島に於ける社會教育に就ては、第三章第三節に於て社會教育團體に就いて述べ、同第一節島民に對する教育の中に、社會教育の項を設けて、島民に對する社會教育に就ては既に述べた通り、島民青年の智德の向上を計り、身體の鍛錬を爲し、社會事業を助成する目的を以て青年團が、目下各島村毎に殆んど設けられて居て、其の指導は主として公學校職員、邦人有志が之に當り、講話會、運動會、公共事業等が其の主な事業とされて居るが、就中村の公共事業は其の力に俟つ事が多く、其の成績に顯著なものがある。

觀光團は我が國の南洋統治以來毎年實施されて居るが、其の社會教育に及ぼす影響は甚大である爲に、毎年島民

の村吏有力者其他を以て內地觀光團を組織し東京、大阪等內地樞要の地を觀光せしめ產業、交通、教育其の他凡ゆる文化施設を見學せしめて居る、尙島民の知識の向上と共に內地留學を希望する者が漸次增加して來たが、之等に對しても出來得る限り便誼を與へて居る。

更に諸種の講習會を開催して職業指導及び授產の一助とし、部落改善講習會、又は村吏講習會を開催して優良なる村民の養成を爲すと共に、部落改善功績者選奬規程により功績者を選奬して居る。又四大節等を利用して各村に公學校職員、支廳職員及駐在巡査等を派遣して講話を爲さしめ、國體觀念を養成することに力めて居る。

其の他、活動寫眞に依り內地の風光、文物に接せしめ、衞生思想を涵養し、或は時鐘設置により時の觀念を扶養し、其の他の教育、宗教方面の施設と相俟つて萬般に涉り敎化奬勵に努めつゝある。

邦人に對する社會教育

邦人に對する社會教育に就ては、第三章、第二節邦人に對する教育の中に講習會其他社會教育の項を設けて述べた通り、南洋開拓者を養成する爲に拓殖練習生の制度を設け、青年團を組織して知德の向上、身體の强健を圖り、更に青年校を開設し、又青少年訓練等を行つて其の修養の一助として居る所もある。尙私設の教育事業を起す者も出でゝ、邦人社會教育も漸次其の緖に就いて居る。

群島住民の體位の向上を圖る爲に體育を奬勵し、體育運動に依つて青少年の心身を鍛錬し明朗快活な情操を養ふ爲に、各學校其の他各種團體を以て運動會、野球、庭球其の他の方法により體育の奬勵を爲し、又每年十一月三日を期し、群島一齊に體育デーを實施して遠足、登山、水上、陸上競技會、其の他萬般の體育奬勵を實施しつゝある。

公園の設置

各諸島の主要地には遊園、散策の地として風雅な地を選びて公園を設置して居る、トラツク諸島夏島には既に軍政時代から都洛公園が設置され、近年パラオ諸島コロール島にパラオ公園、ボナペ島コロニヤ町にボナペ公園、ヤツプ島コロニーにヤツプ公園が設置され、サイパン島ガラパンには彩帆神社附近一圓を大公園化する計畫中である。これ等の公園は主に各支廳に於て設定したもので、その管理も當該支廳が之に當つて居る。

修養娛樂機關

修養娛樂機關としてはサイパン島には大正十五年七月一日サイパン倶樂部で創立され、撞球部、庭球部、大弓部、圍碁將棋部、文藝部を設けて趣味の向上、會員の親睦を圖つた。建物は後邦人會事務所に提供し、現在のガラパン町役場がそれである。

パラオ諸島では大正十四年三月コロール島に昌南倶樂部を組織し、各種の運動及娛樂團體を併合統一して其の融和と向上を圖つた。而して庭球部、撞球部、圍碁部、社會部、弓道部、謠曲部等を設けて、其の趣味の向上と親和を圖つて居る。會員は在島有志を以てし、其の家族は準會員として居る。尙當地入港の軍艦乘組の海軍士官及交通船の高級船員は之を名譽會員として優遇して居る。

トラツク諸島では大正五年十一月夏島に軍政廳の手に依つて倶樂部の建物が竣工され、準士官以上の軍人、判任以上の軍屬を以て倶樂部を組織され、玉突臺、圍碁、將棋、カルタ、新聞、雜誌、蓄音器等を備付けて娛樂機關とした。大正七年十月に至り判任官倶樂部と高等官倶樂部に分離し、大正十一年四月軍隊が撤退され、パラオに南洋廳が設置されるに及び、從來の高等官倶樂部建物を使用して、トラツク在住官民を網羅し、トツク倶樂部を組織し學藝部、運動部、娛樂部を設けて、會員の趣味向上融和を圖つた、其の間に盛衰はあつたが現在盛に活躍して居る。

ヤルートには、撞球、庭球、演藝、圍碁等各種部門に亘つて各個に倶樂部が組織されて、同好の士が相寄つて趣

味の向上と親睦を圖つて居る。

叙上の社會教育の狀況は、局部的の活動であり、一部的存在であつて、群島全體として今後尙計畫指導して、の健全なる發達を期すべきものが多々ある。

南洋廳管下青年團共の他

（昭和十二年四月末日現在）

支廳別	團體名	團員數		創立年月日	摘要
サイパン	サイパン尙武會	八〇	—	昭和四、六、一三	武道練習及武道大會
	サイパン青年團	一三五	—	同二、一一、二二	邦人青年少年
	チヤランカノア青年團	一三二	—	同八、一二、二二	同
	サイパン島第一農場青年團	九八	—	同五、一一、二三	同
	東村青年團	四二	—	同五、一〇、九	同
	北村青年團	四三	—	同五、一、三	同
	テニアン聯合青年團	四五〇	—	同八、一一、三	全テニアン青年團ヲ聯合セルモノナリ、邦人青年
	テニアン町青年團	四四	—	同一〇、一二、一四	邦人青年
	テニアン島第一農場青年團	一三〇	—	同七、九、二三	同
	テニアン島第二農場青年團	六八	—	同七、九、二八	同
	テニアン島第三農場青年團	九五	—	同七、三、一一	同
	テニアン島ハゴイ青年團	一一三	—	同九、一一、四	同
	ロタ青年團	三六七	—	同八、一〇、一五	同
	テニアン島女子青年團	—	三〇	同九、一一、一七	邦人女子青年
	チヤランカ少年團	一五一	—	同一一、二、九	邦人少年
	サイパン島島民青年團	一五〇	—	同四、九、二九	島民青年
ヤップ	ヤップ聯合青年團	四一五	—	昭和五、四、一九	全ヤップ青年團ヲ併合セルモノナリ、島民青年
	ヤップ中部青年團	一二〇	—	同五、三、二二	島民青年
	ヤップ南部青年團	八七	—	同五、三、一四	同
	ヤップ北部青年團	二〇八	—	同五、四、一二	同
	ヤップ南部女子青年團	—	二七	同五、一二、二五	編物奬勵ヲ目的トス、島民女子
	ヤップ北部女子青年團	—	七九	同一〇、三、二四	同
パラオ	パラオ青年團	四〇	—	昭和八、四、二九	邦人青年
	ガルミスカン青年團	三二	—	同九、五、五	同
	アイライ青年團	二五	—	同一一、九、一	同
	ガルドック青年團	三二	—	同一一、六、一六	同
	マラカル青年團	二〇	—	同一一、三、二八	同
	コロール公學校下青年團	二一四	二〇三	四一七 同一一、一一、四	各村ニ支部ヲ設置シテヰル、島民青年男女

	マルチョク公學校下青年團	一二三	二〇八	同	二、一〇、三〇	島民青年男女
	カラルド青年團	五六	八六	同	四、四、一	同
	アルコロン青年團	五〇	七九	同	四、四、一	同
	ガラスマオ青年團	一三	二三	同	四、四、一	同
	ガラルド中年團	七〇	一三〇	同	四、四、一	島民中年男女
	アルココン中年團	七〇	一三〇	同	四、四、一	同
	ガラスマオ中年團	二五	四五	同	四、四、一	同
	ガラルド少年團	一九	四一	同	一〇、一二、一四	島民少年男女
	アルコロン少年團	一七	三七	同	八、四、一	同
	ベリリユウ青年團	一九二	一九一	同	三、九、二八	島民青年
	ベリリユウ女子青年團	—	一四五	同	九、一、二	同　女子
	アンガウル青年團	三五	三五	同	三、九、二	島民青年
	アンガウル女子青年團	—	四〇	同	三、九、二	同　女子
トラック	春島青年團	三二四	三二四	大正一四、一〇、三	島民青年
	夏島青年團	一七三	一七三	同	一四、一〇、三	同
	秋島青年團	一三〇	一三〇	同	一四、一〇、三	同
	冬島青年團	一三五	一三五	同	一四、九、一五	同

	月曜島青年團	一〇三	一〇三	同	一四、一〇、二〇	同
	水曜島青年團	二七二	二七二	同	一四、一〇、二〇	同
	モートロック青年團	三六〇	三六〇	同	一四、一二、一	同
	春島女子青年團	—	二一八	昭和一二、一二、一	同　女子
	秋島女子青年團	—	六六	同	一二、二、一一	同
	冬島女子青年團	—	九三	同	一一、一一、三	同
	水曜島女子青年團	—	一五六	同	一〇、一一、三	同
	モートロック女子青年團	—	六〇	同	一二、一一、一	同
ポナペ	コロニヤ青年團	九三	—	昭和一一、九、二六	邦人青年
	ポナペ島民青年團	六八一	四四七	一、一二八	大正一三、八、一	島民青年
	同ナツト支部	一二四	六七	一九一	同　一三、八、一	同
	同ジョカージ支部	一二四	七四	一九八	同　一三、八、一	同
	同ウー支部	一二七	九四	二二一	同　一四、二、一一	同
	同マタラニーム支部	一三三	九八	二三一	同　一四、二、二一	同
	同キチー支部	一七三	一一四	二八七	大正一三、六、二二	同
	ポナペ青年團クサイ支部	一七九	—	一七九	大正一四、二、一〇	島民青年
	クサイ女子青年團	—	七〇	七〇	昭和一〇、一〇、三	同　女子

第七節　最近學校事統計

小學校學級・職員及兒童數

（昭和十二年四月末日現在）

支廳別	學校名	學級數 尋常科	學級數 高等科	職員	兒童 尋常科 第一學年 男	第一學年 女	第二學年 男	第二學年 女	第三學年 男	第三學年 女	第四學年 男	第四學年 女	第五學年 男	第五學年 女	第六學年 男	第六學年 女	高等科 第一學年 男	第一學年 女	第二學年 男	第二學年 女	合計 男	合計 女	合計 計
サイパン	サイパン尋常小學校	一九	—	一八	三四	二九	一〇九	七三	七六	八九	六六	八〇	七三	五八	—	—	—	—	—	—	三五三	五四四	一、〇七七
	サイパン高等小學校	—	四	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六五	四三	四三	三一	一〇八	七三	一八一
	アスリート尋常小學校	七	—	七	四	四	四二	三七	三一	三三	二六	二三	二四	一四	—	—	—	—	—	—	二三五	一七八	三五六
	チャチャヤ尋常小學校	六	一	七	三五	三八	三四	四〇	三五	二四	二六	二三	一四	一四	—	—	—	—	—	—	二〇四	一九六	三九九
	タナパコ尋常小學校	五	—	五	三四	二九	三二	二四	二三	二七	一七	二〇	一三	一三	—	—	—	—	—	—	一三三	二〇二	三三五
サイパン	チャランカノア尋常高等小學校	六	一	六	五七	四三	三二	二四	三四	二八	二七	一九	二五	一九	—	—	—	—	—	—	二八	二〇	四八
	テニアン尋常高等小學校	一三	四	一六	六九	六三	五四	五八	三八	四一	四五	三六	三七	二六	—	—	—	—	—	—	二九九	二六六	五五五
	マルポ尋常小學校	六	—	七	三九	三三	三五	二二	三五	三三	二二	二二	二二	二一	—	—	—	—	—	—	一六三	一五〇	三一三
ヤップ	ヤップ尋常小學校	一	—	三	六	四	一	二	二	四	四	一	一	一	—	—	—	—	—	—	一七五	一五六	三三一
パラオ	パラオ尋常高等小學校	九	一	一〇	六八	六四	六〇	六四	四四	四七	三九	二八	二一	二四	二二	一六	一三	—	—	—	三五〇	二一五	六一五
	カルドック尋常小學校	一	—	二	六	七	七	七	八	二	一一	九	三	七	八	七	—	—	—	—	四三	三九	八二
	アイライ尋常小學校	一	—	一	三	三	六	五	五	三	四	三	二	四	二	一	—	—	—	—	二二	一八	四〇
	ガルミスカン尋常小學校	二	—	二	二三	二一	八	八	九	九	一三	八	九	七	六	二	—	—	—	—	五八	五六	一一三
	アンガウル尋常小學校	一	—	三	四	四	三	五	五	六	二	二	三	二	一	三	—	—	—	—	二〇	二三	四三
トラック	トラック尋常小學校	二	—	二	一七	二七	九	一五	一三	一〇	五	一〇	九	九	四	三	—	—	—	—	一五二	一四一	二九三
ポナペ	ポナペ尋常高等小學校	四	一	五	二八	二〇	一四	一五	一五	一四	七	一六	一四	七	一三	三	一三	三	三	四	一〇六	八二	一八八
	パルキール尋常小學校	一	—	一	七	七	三	二	四	二	四	四	五	五	三	四	—	—	—	—	二六	三三	四八
	マタヲニーム尋常小學校	一	—	二	三	一〇	八	六	一三	六	六	三	四	五	六	二	—	—	—	—	三六	三三	六九
	ヤルート尋常小學校	一	—	二	九	三	三	八	八	二	五	三	一	一	一	—	—	—	—	—	二五	一七	四二
ヤルート	ヤルート尋常小學校	一	—	二	七二	六六	五八	五〇〇	五九三	五六四	四八一	四五五	三八七	四〇六	三八一	三三一	一五八	一五五	一〇八	三、四〇五	三、三三二	六、六七七
計		一〇八	一三二	二三一	七二六	六六八	五九〇	五九三	五〇〇	五六四	四八一	四五五	三八七	四〇六	三八一	三三一	一五八	一五五	一〇八	三、四〇五	三、三三二	六、六七七

ヤルート	マーシャル聯合青年團	四〇六	—	四〇六	同	一一、一、二五	島民男女青年																
合計																							

公學校學級・職員及兒童數

（昭和十二年四月末日現在）

支廳別	島校名	學級數 本科	學級數 補習科	學級數 邦人	學級數 島民	職員數	兒童數 本科 第一學年 男	第一學年 女	第二學年 男	第二學年 女	第三學年 男	第三學年 女	補習科 第一學年 男	第一學年 女	第二學年 男	第二學年 女	合計 男	合計 女	合計 計
サイパン	サイパン公學校	五	二	七	一	一四	四七	四一	三三	四一	三三	三一	一四	二三	一三	一四	一八五	一二四	三一七
	ロタ公學校	一	—	一	—	一一	一〇	一一	八	九	一〇	一二	—	—	—	—	二八	三一	五九
ヤップ	ヤップ公學校	二	二	四	一	一一	六	一四	一四	一八	一〇	一二	三二	三四	一八	一〇三	七九	一八二	二六一
	ニフ公學校	一	—	一	一	一一	九	八	八	五	五	五	—	—	—	—	三三	一八	五一
	マキ公學校	三	—	三	一	一一	二〇	七	二七	七	二八	一〇	—	—	—	—	七五	二四	九九
バオラ	コロール公學校	五	二	六	一	一一	一八	二四	一九	一七	一六	二六	五三	二七	四九	二五	一五四	一一九	二七三
	マルキヨク公學校	三	—	二	一	一一	一五	一七	一五	一七	一六	一二	一二	一二	一二	一二	四一	四一	八二
	ガラルド公學校	二	—	二	一	一一	一七	二三	一九	一三	一五	一五	—	—	—	—	五二	一〇五	一五七
	ペリリユウ公學校	二	—	二	一	一一	一四	八	一三	一三	八	一六	—	—	—	—	三五	三七	七二
	アンガウル公學校	一	—	一	一	一一	六	五	六	四	五	二	—	—	—	—	一七	二八	四五
トラツク	夏島公學校	二	二	四	一	一一	五〇	三	三三	三三	二五	二九	四二	二九	四三	二〇	一九三	八七	二八〇
	春島公學校	二	—	二	一	一一	三二	一五	一五	一七	二六	一九	—	—	—	—	九〇	五一	一四一
	冬島公學校	一	—	一	一	一一	二	一三	一四	一〇	一〇	一三	—	—	—	—	三五	三七	七二
	水曜島公學校	二	—	二	一	一一	二八	二三	二四	二四	二八	二四	—	—	—	—	八三	六四	一四七

小學校卒業生數

（昭和十二年四月末日現在）

支廳別	學校名	尋常科 男	尋常科 女	尋常科 計	高等科 男	高等科 女	高等科 計	累計 尋常科 男	累計 尋常科 女	累計 尋常科 計	累計 高等科 男	累計 高等科 女	累計 高等科 計
サイパン	サイパン尋常小學校	五四	五六	一一〇	—	—	—	二七〇	三二四	六九四	—	—	—
	月曜島公學校	一	—	一	一	—	一	一	—	一	一	—	一
	モートロック公學校	一	—	一	一	—	一	一	—	一	一	—	一
ポナペ	コロニー公學校	三	二	五	一	二	三	二八	二五	五三	一	二	三
	ウー公學校	二	—	二	一	—	一	一三	一二	二五	一	—	一
	マタラニーム公學校	二	—	二	一	—	一	一八	一二	三〇	一	—	一
	キチー公學校	二	—	二	一	—	一	二〇	八	二八	一	—	一
	クサイ公學校	二	—	二	一	—	一	一八	一二	三〇	一	—	一
ヤルート	ジャボール公學校	三	一	四	一	—	一	三八	四六	七八	二	—	二
	ウオツヂエ公學校	二	—	二	一	—	一	二三	一六	三九	一	—	一
	クワゼリン公學校	一	—	一	一	—	一	一六	一三	二九	一	—	一
	私立エボン公學校	一	—	一	一	—	一	五	六	一一	一	—	一
計		四九	二一	六二	二五	二	二七	五〇〇	三九七	四八四	三五〇	四三	三五四
		二四一	二二〇	二六一	一一一	二〇六	一〇三	一、八三二	一、四〇一	三、一三五			

| | | |

| | | |

實業學校、木工徒弟養成所學級・教員及生徒數

（昭和十二年四月末日現在）

支廳別	學校名	學級數	教員數 教諭	講師	囑託	助手	生徒數 一年	二年	三年	研究生	計	新入學	前年度卒業生	累計
サイパン	サイパン實業學校	三	四		四		三二	二七	一六		七五	三二	一四	五五
パラオ	木工徒弟養成所	一		三		一	一五	一四				一三	九	九
合計		四	四	三	四	一	四七	四一	一六	三	一〇七	四七	二七	一五四

私立家政女學校學級・教員及生徒數

（昭和十二年四月末日現在）

支廳別	學校名	學級數	教員數 教諭	囑託	其他	生徒數 一年	二年	三年	計	新入學	前年度卒業生	累計
サイパン	南洋家政女學校	三	四	三	二	三二	二四	二〇	七六	三二		

幼稚園組數・保姆及園兒數

（昭和十二年四月末日現在）

支廳別	園名	組	保姆 助手	保姆	園兒 男	女	計	新入園	前年度滿期者	累計
サイパン	サイパン幼稚園	二	一	一	三一	三二	六三	四二	五四	一七三
	サイパン製糖所附屬幼稚園	三	一	二	四三	五八	一〇一	二九	三五	一五二
	テニアン幼稚園	二	一	三	四二	五〇	九二	五四	四五	一五一
	ヤップ幼稚園	一	一	一	一〇	九	一九	一三	一〇	五二
パラオ	パラオ幼稚園	三	二	二	五一	四五	九六	五六	二四	一二一
トラツク	トラツク幼稚園	一	一	一	一三	一七	三〇		一三	一三
ポナペ	ポナペ幼稚園	一	一	一	一九	二四	四三	二六	一八	九九
合計		一五	九	一二	二一八	二四七	四六五	二二〇	一九九	七六一

宗教學校學級・教員及生徒數

（昭和十二年四月末日現在）

支廳別	學校名	宗派別	學級數	教員數 邦人	外人	島民	生徒數 男	女	計	新入學	前年度卒業者	累計
サイパン	サイパンカトリック宗教學校	舊教	一		三		三二八	三〇八	六三六	八三	四三	一、〇一七
	クセヨデラメルセード分教場	舊教	六		六		四四	二六八	三一二	?	?	?
	ロタカトリック宗教學校	舊教	一		二		七三	八一	一五四	九〇	二二	二五八
パラオ	パラオ日曜學校	佛教	一	二			一三	四	一七	六	二	九七
	コロール宗教學校	舊教	三		二		五	七	一二		一八	七六六
	フエイン宗教學校	舊教	二		三		四二	六二	一〇四	五二	一九	一六五
トラツク	夏島神島校	新教	一	二			二四		二四	一一	七	七四
	水曜島神學校	新教	一		二		八		八	二	三	三〇

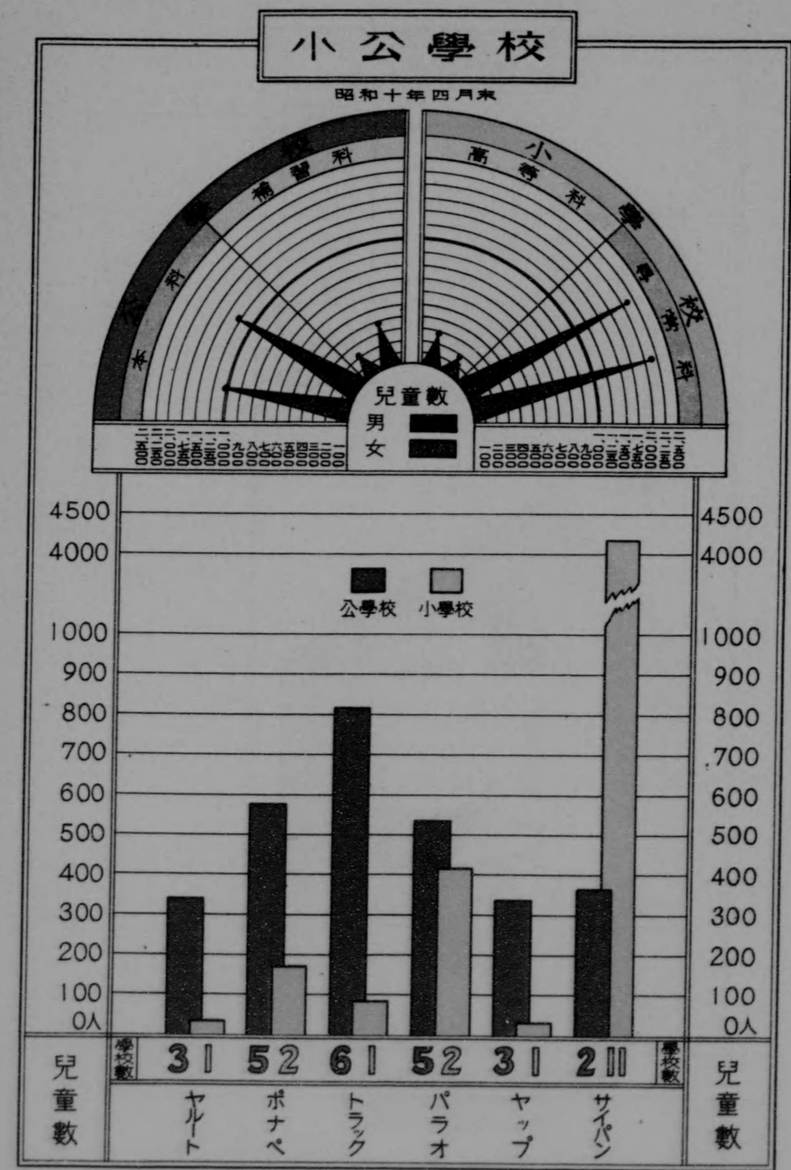

第七節　最近學事統計

公私立補習學校教員・學級及生徒數

（昭和十二年四月末日現在）

支別別	學校名	教員數 男	教員數 女	每週授業時數	學級數	生徒數 男	生徒數 女	生徒數 計	入學者	前年度卒業者	卒業者累計
パラオ	コロール青年校	八	—	六	一	三六	—	三六	三六	—	—
サイパン	サイパン製糖所附屬補習學校	一七	—	二七	二	三七	—	三七	九	—	—
	テニアン製糖所附屬專修學校	二三	—	二	五	七四	三	七七	一三	—	—
	ロタ製糖所附屬補習學校	一六	—	一三	一	一四	二	一六	七	—	—
	サイパン義塾	一	一	一八	二	四一	一三	五四	一八	一九	四九
合計		二九	六	二八	八	六八七	八四八	一、五三五	三二四	二二三	三、六〇七
	月曜島女學校 新教	一	—	二	—	—	二六	二六	五	七	三八
	ヒラデルヒヤ學校 新教	一	—	一	一	一五	一〇	二五	五	六	三八
	ルクノール宗教學校 舊教	一	—	三	—	三五	三〇	六五	八	一四	二二六
ポナペ	ポナペ神學校 新教	三	二	—	三	四三・	—	四二	一三	六	三九
	ミクロネシアトレイニングスクール 新教	五	—	二	四	五〇	四〇	九〇	四一	二一	四一三
ヤルート	新教教會學校 舊教	二	—	一	一	八	一二	二〇	八	—	四四六

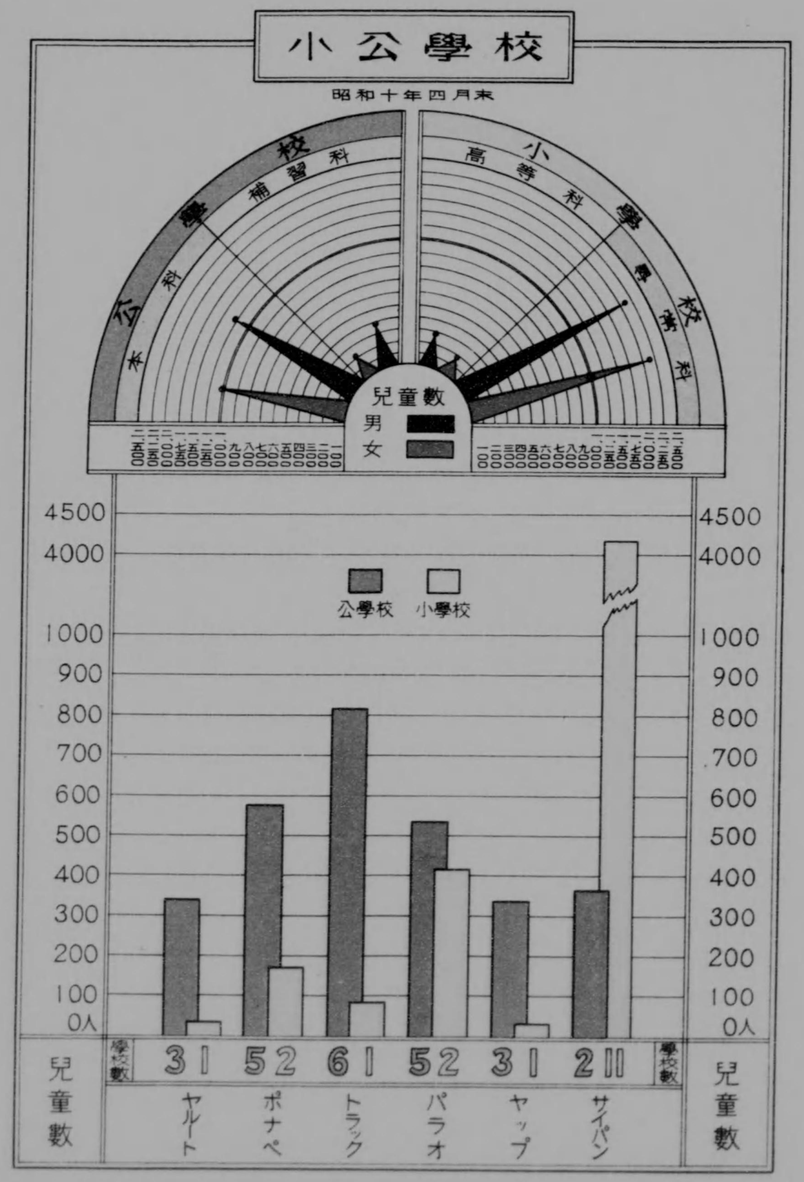

公私立補習學校教員・學級及生徒數

（昭和十二年四月末日現在）

支廳別	學校名	教員數 男	教員數 女	毎週授業時數	學級數	生徒數 男	生徒數 女	生徒數 計	入學者	前年度卒業者	卒業者累計
パラオ	コロール青年校	八		六	一	三六		三六	三六		
サイパン	サイパン製糖所附屬補習學校	一七		二七	二	三七		三七	九		
	テニアン製糖所附屬專修學校	二三		二	五	七四	三	七七	一三		
	ロタ製糖所附屬補習學校	一六		一三	一	一四	二	一六	七		
	サイパン義塾	一	一	一八	二	四一	一三	五四	一八	一九	四九
合計	月曜島女學校 新教	一		二	二	四一	一三	五四	一八	一九	四九
	ヒラデルヒヤ學校 新教	一		一	一	三五	一五	五〇	二五		
	ルクノール宗教學校 舊教	一		三		三五	三〇	六五	八	一四	二二六
ポナペ	ポナペ神學校 新教	三	二		三	四二・	一	四二	一三	六	三九
	ミクロネシアトレイニングスクール 新教	五	一	二	四	五〇	四〇	九〇	四一	二一	四一三
ヤルート	新教教會學校 舊教	二	一	一	一	八	一二	二〇	八	一	四四六
合計		二九	六	二八	八	六八七	八四八	一、五三五	三二四	二二三	三、六〇七

別ニ區劃シタルニ過ギズ
縮尺同一ナラズ各主要島略圖ヲ各支廳
各島ノ位置ハ定位置ニアラズ面積モ亦

○一三付二百五十人
●島民

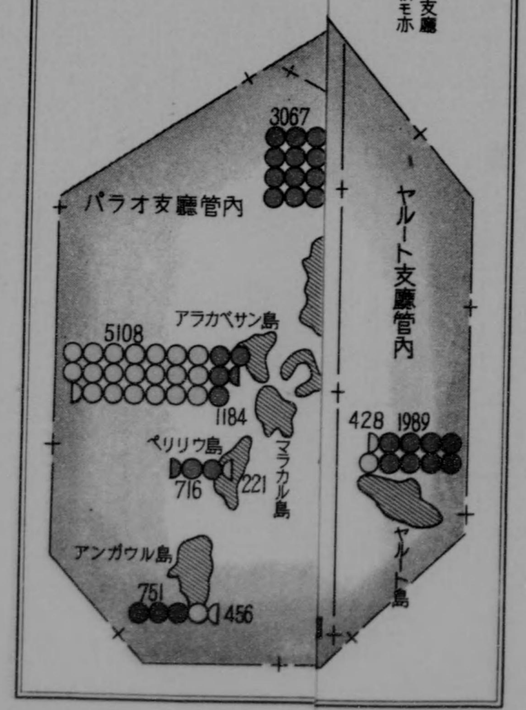

主要島ノ人口分布

昭和十年十月一日現在

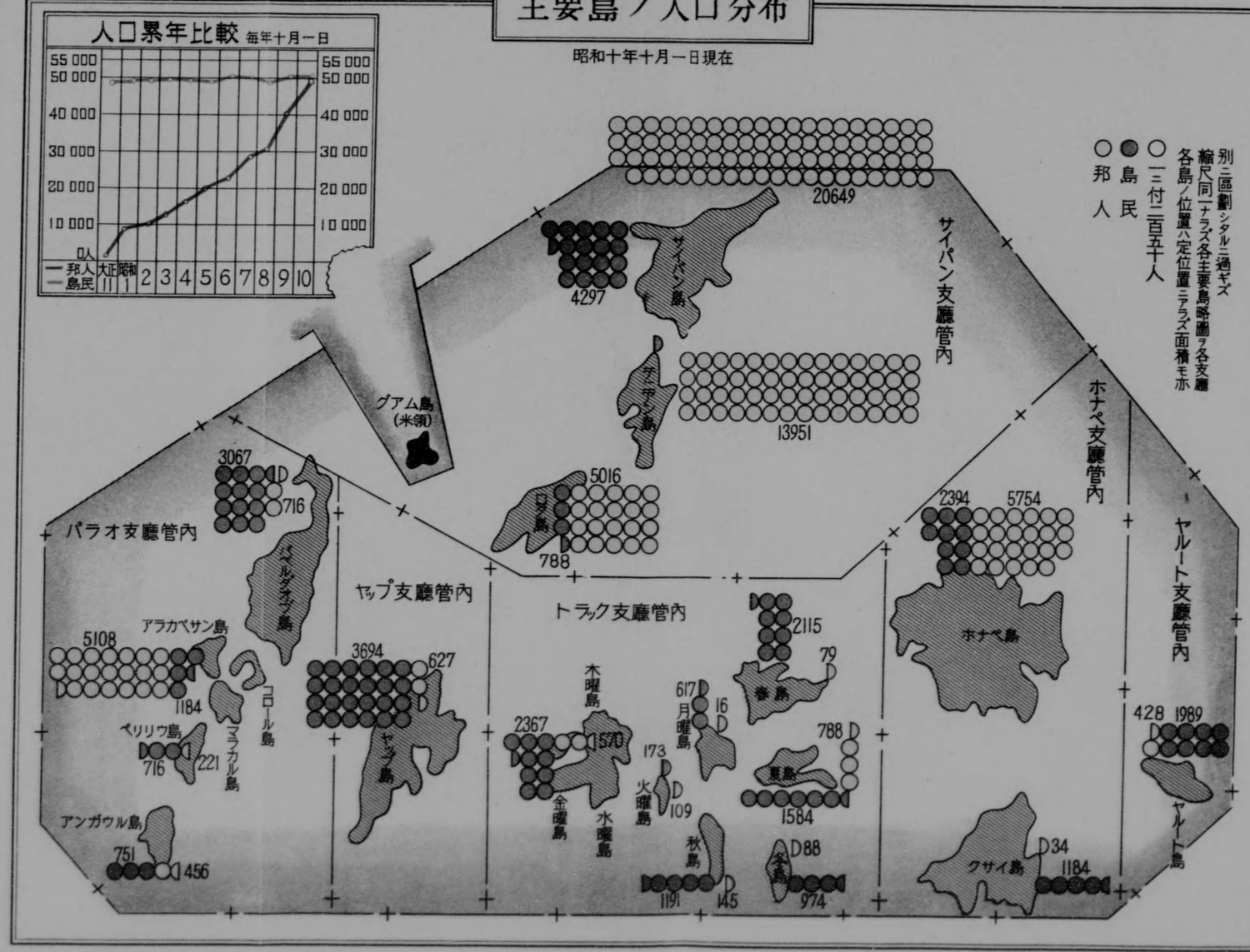

主要島ノ人口分布

昭和十年十月一日現在

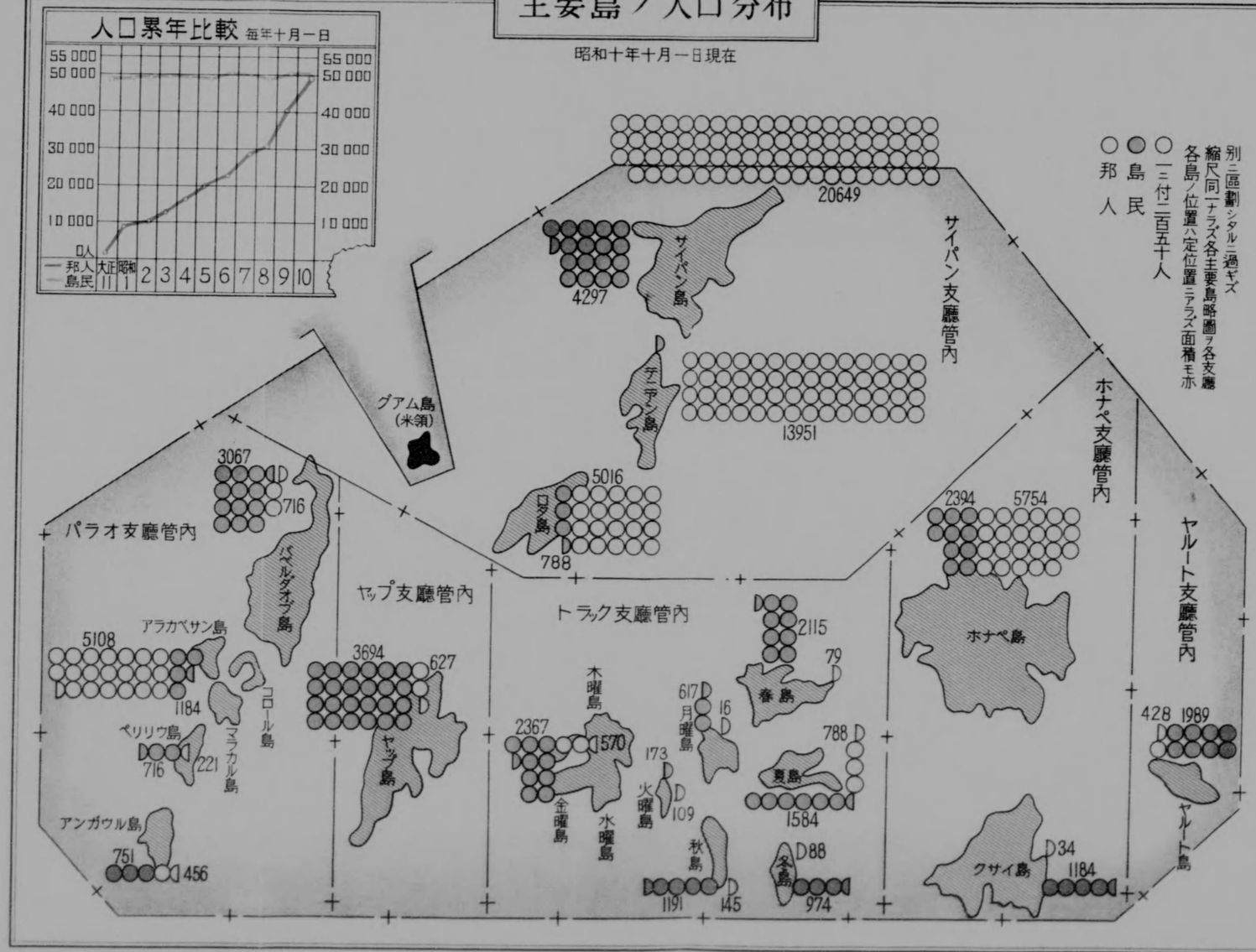

圖島トールヤ

外ニ「ウオッチエ島」「クワゼリン島」「エポン島」ニ公學校「ウオッチエ島」「クワゼリン島」ニ巡査駐在所アリ

圖島

外ニ「モートロック諸島」「オネオリ」「ゴ」ニ公學校及「クール島」ニ宗教學校及巡査駐在所アリ

南洋群島主要島圖

昭和十三年四月末日調

縮尺百萬分之壹

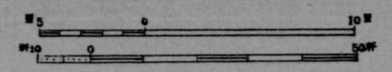

例凡

◎	南洋廳
⊙	支廳
○	支廳出張所
〒	郵便局
十	醫院
文	實業學校
女	家政女學校
木	水産講習所
小	小學校
公	公學校
宗	宗教學校
幼	幼稚園
法	法院
巡	巡査立番所
巡	巡査駐在所
警	警察官又ハ警察補派出所
△	
△	
採	採鑛所
觀	觀測所
熱	熱帯産業研究所
港	港灣
燈	燈臺

圖島諸オラパ

圖島ソアニテ及ンパイサ

圖島タロ

圖島ペナポ

圖島イサク

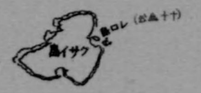

圖島プッヤ

圖島諸クッラト

外ニモトロック諸島(ネオオ)ブニ公學校及クール島ニ宗教學校及巡査駐在所アリ

圖島トールヤ

外ニ「ウオッチェ島」「クワゼリン島」「エボン島」ニ公學校「ウオッチェ島」「クワゼリン島」ニ巡査駐在所アリ

南洋群島主要島圖

昭和十三年四月末日調

縮尺百萬分之壹

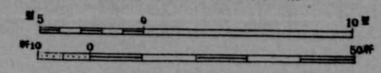

例凡

燈臺	港湾	熱帯産業研究所	觀測所	採鑛所	警察官駐在所	巡査駐在所	巡査立番所	法院	幼稚園	宗教學校	公學校	小學校	木工徒弟養成所	家政女學校	實業學校	醫院	郵便局	支廳出張所	支廳	南洋廳

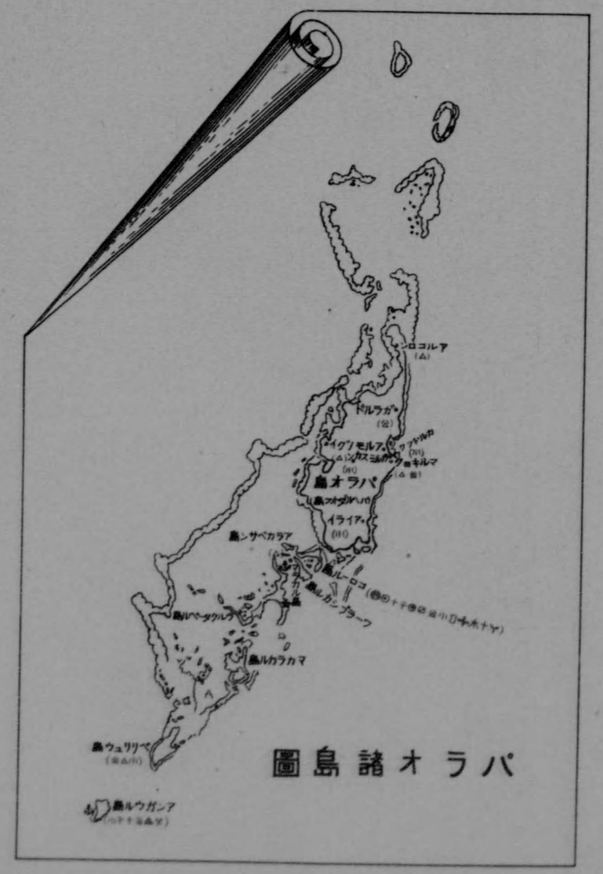

圖島諸オラパ

圖島イサク

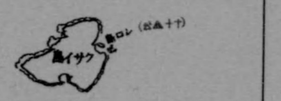

圖島ペナポ

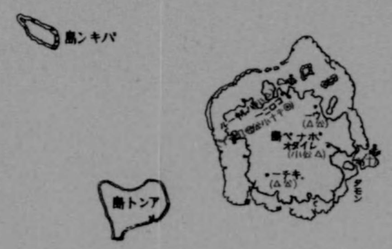

圖島ソアニテ及ンパイサ

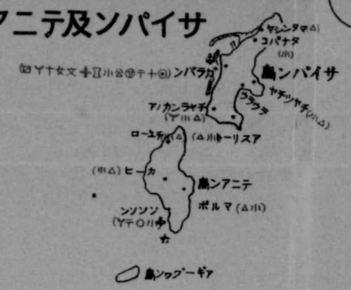

圖島タロ

圖島トールヤ

外ニ「ウオッチエ島」「クワゼリン島」「エポン島」ニ公學校、「ウオッチエ島」「クワゼリン島」ニ巡査駐在所アリ

圖島諸クッラト

外ニ「モートロック諸島」「ナネオ」ニ公學校及「ククール島」ニ宗教學校及巡査駐在所アリ

圖島ブッヤ

20°
20°
ルソン
比
ラニマ
律
賓
群
島
10°
10°
オナダンミ
ダバオ
578M
685M
ボルネオ
ドナメ
0°
0°
セレベス
120°
130°

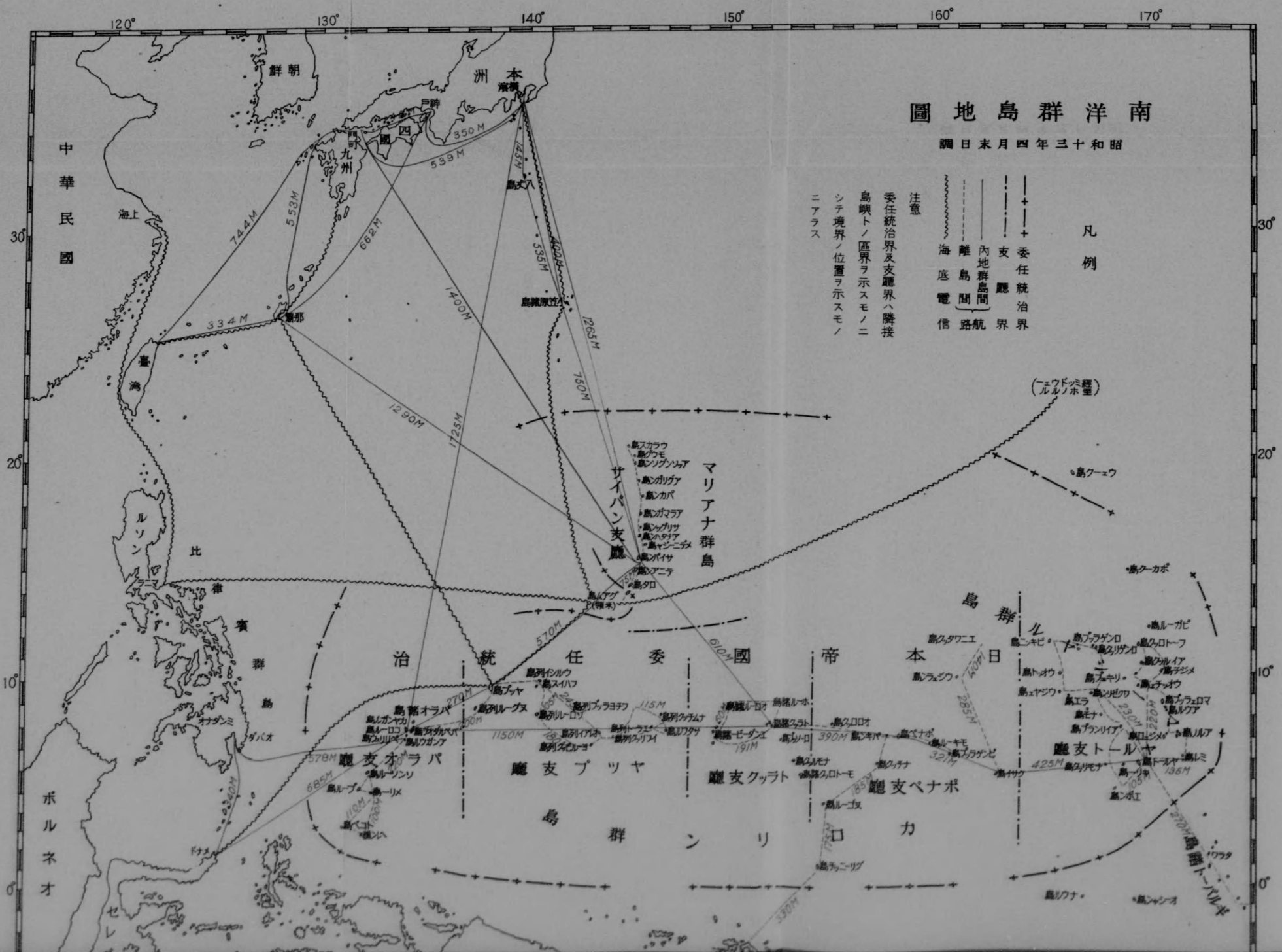
南洋群島地圖
昭和十三年四月末日調
凡例
委任統治界
支廳界
內地群島間航路
離島間航路
海底電信
注意
委任統治界及支廳界ハ隣接島嶼トノ區界ヲ示スモノニシテ境界ノ位置ヲ示スモノニアラス
中華民國
朝鮮
本洲
四國
九州
門司
戸畑
下關
八丈島
小笠原諸島
臺灣
海上
ルソン
比律賓群島
ボルネオ
委任統治國
帝國
日本
ルート群島
マリアナ群島
サイパン支廳
カロリン群島
支廳オラパ
支廳プッヤ
支廳クラート
支廳ペナポ
支廳トールヤ
島ムケグ(米)
島ウェウドッミ(經度ノホ至ルルノ)
島クーカポ
島クーェウ
島ルーガピ
島ブッラゲンロ
島クリザンロ
島クッロトーフ
島クッルイア
島チジメ
島ニンキピ
島クタワニエ
島トッオウ
島フェキリ
島ェチッオウ
島ェャジウ
島シリビクワ
島エラ
島モナ
島ブランリイア
島ブラェロマ
島ルクア
島ロレジメ
島ノルア
島トールヤ
島レミ
島クリモナ
島ーリキ
島ンポエ
島ルクナ
島ンャシーオ
島ブッラゲンビ
島イサウ
島ルーキモ
島ペナポ
島ルキパ
島クッロロオ
島クッチナ
島ルーゴ又
島ブッニーリグ
島ルーモ
島クッロトーモ
島クッルモナ
島ルーロ
島クッラト
島ルーホ
島ルーロオ
島ルーロ
島ルーピーダンエ
島ルクタワ
島クッラムナ
島ブッラヨヲフ
島ルーロソ
島ルーラエ
島クッリフイ
島ルイアルネ
島ルーロエ
島ルーロ
島ルーロオ
島ルーロ
島ルーロ
島ルーロ

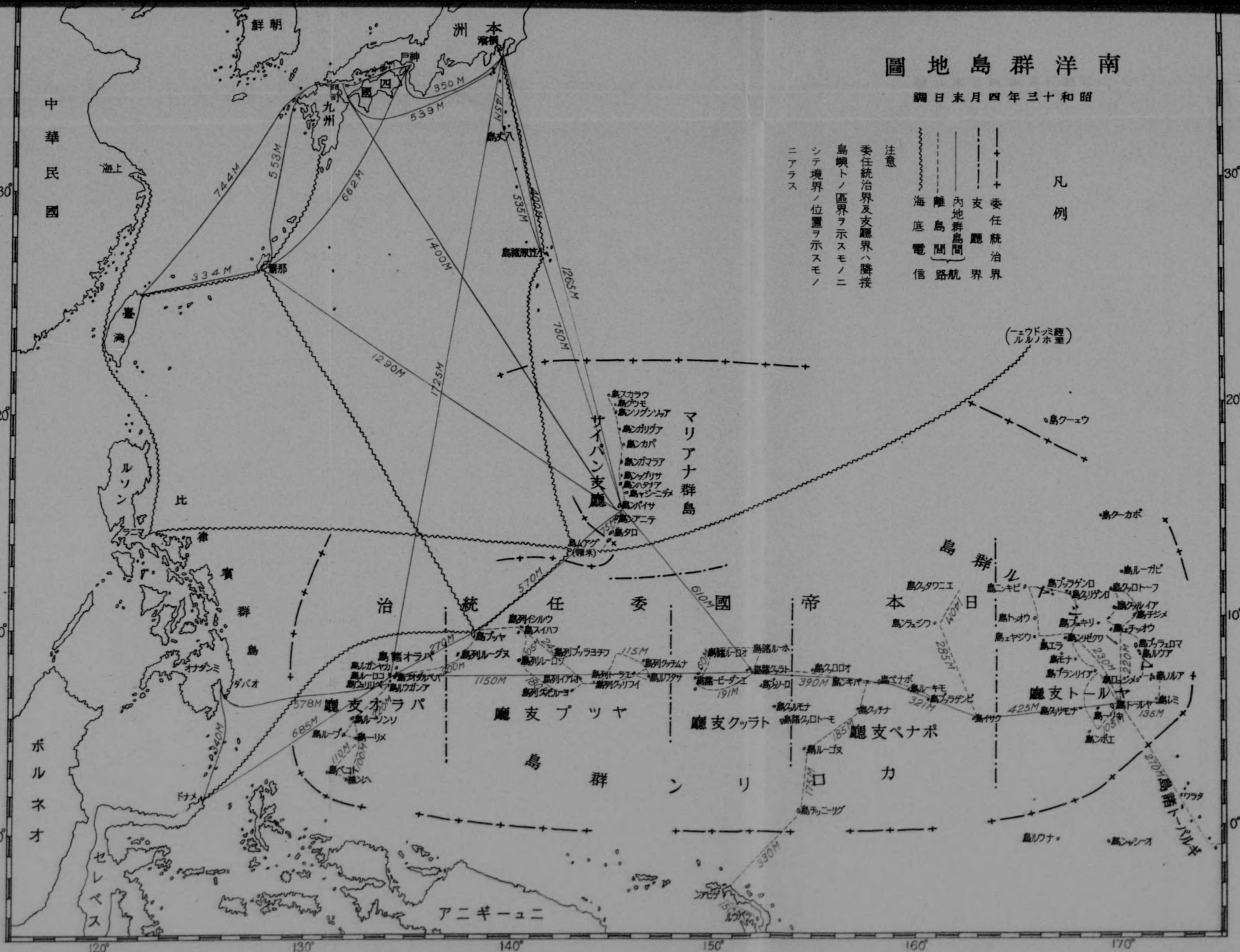
南洋群島地圖
昭和十三年四月末日調
凡例
委任統治界
支廳界
內地群島間
離島間
航路
海底電信
注意
委任統治界及支廳界ハ隣接島嶼トノ區界ヲ示スモノニシテ境界ノ位置ヲ示スモノニアラス
朝鮮
中華民國
臺灣
ルソン
比律賓群島
ボルネオ
セレベス
ニューギニア
ダバオ
ドナメ
ファビガ
ルウバ
ワラタ
ジャシーオ
ルクナ
ルーガビ
ルーガ
ルーリメ
ルーブ
ルーゴ
ルーキモ
ルーガ
ルーロ
ルーロコ
ルーロトーモ
ルーロトーフ
ルーロトーモ
ルーロ
ルーロ
ルーロ

南洋群島教育史　附錄

南洋群島年表

小楠安太郎編

天皇	皇紀	年號	重要記事	西暦
八十代 高倉	一八三一	承安元 七・八	伊豆國興島に南方人が（群島島民ならん）漂着した。	一一七一
百四代 後柏原	二一七九	永正一六 九・三	葡萄牙人マゼランが世界一週の壯途についた。	一五一九
	二一八一	大永元 三・六	マゼランの船隊がグアム及ロタ島を發見した。	一五二一
	二一八二	同 六・二	マゼラン船隊のエスピノザが再び來て、マリアナ群島全容を認めた。	一五二二
	二一八五	同 五	西班牙人ロチヤの船が流されて、セケイラ島（モクモク又はヤップ島ならん）に滯在した。	一五二五
百五代 後奈良	二一八七	同 五	西班牙人サラサルがマーシャル群島の北端サンババルトロメ（ボガアクなるべし）を過ぎりグアムに寄港した。	
		同 七 10・三一	西班牙人サーヴエドラが新西班牙を發し、モルツカに到着した。	一五二七
		同 七	葡萄牙人ディエゴダロシヤがパラオ島を發見した。	
		享緣二 九・一四	サーヴエドラがナチツク（ポナペ？）を發見した。	
	二一八九	九・二一	同人ハルヂネス諸島（ウゼラン？）發見した。	一五二九

	二一八九	享祿二・一〇	同人ニニワタックを發見した。	一五二九
	二二〇三	天文二・一〇	西班人ウイイヤロボスがマテローテス（グツルウ又はフアイス？）等いでアレシフエス諸島（モクモク？）を發見した。	一五四三
百六代 正親町	二二二四	永祿七	フイリピン諸島がレガスピによつて西班牙領たることを宣言された。	一五六四
	二二二五	同八	レガスピ、サイパン島に來り、西班牙王の名に於て現今のマリアナ群島の占領式を行ひヴエラスラチナス諸島と命名した。	一五六五
	二二二六	同九	西班牙の航海士マルチンが、マーシャル群島北部諸島に來た。	一五六六
百七代 後陽成	二二五五	文祿四・三・三	西班牙の航海士キロスがボナベ島？發見した。	一五九五
百十一代 後西	二三二二	寛文二	宣教師サンヴイトレスがグアム島に寄港した。	一六六二
百十二代 靈元	二三二八	同八・三・三	サンヴイトレスがアカプルコを發してグアム島に來り布教に從事した。マリアナ群島の名が起つた。	一六六八
	二三二九	同九・二・二	グアム島に初めて教會堂が建立され續いて傳道學校も創設された。	一六六九
	二三三〇	同一〇・一・二九	サイパン島に於て宣教師メヂニイヤが土民に虐殺された。	一六七〇
	二三三二	同一三	パトレ・ロベスがテニアンに傳道學校を起した。	一六七二
	二三三三	同四・二	サンヴイトレスがグアム島に於て土民の兇手に殪れた。	
	二三四三	天和三・八・	エスプラナがグアム島司に就任した。	一六八六
	二三四六	貞享三	レスカノがカロリナ島（フラアラップ？）を發見した。	一六八三
百十三代 東山	二三五四	元祿七・八・一〇	エスプラナの殘後を承けてキロが島司となつた。	一六九四
	二三五八	同一二	マリアナ群島の住民は悉くグアム島に移された。	一六九八

百十四代 中御門	二三七〇	寶永七・一・三	ドリニダド號がサンアンドレス（ソンソル）島を發見した。	一七一〇
		二・五	ツベロン・コルチル、兩パドレ等がソンソルに上陸して消息が絕えた。	
		二・一一	トリニダト號がアンガウル島パラオ島を望見した。	
百十九代 光格	二三九一	享保一六・三・二	カンドウア等がモクモクに達したが、後虐殺された。	一七三一
	二四四三	天明三・八・九	英國東印度會社所屬のアンテローブ號がパラオ島西南の保礁に坐礁した	一七八三
		八・二六	コロール大酋長はアンテローブ號船長の好意に依り、船員及銃を借りマルキヨクと戰つて大勝し謝禮としてアウロン島を英人に與へた。	
		一・一三	アンテローブ號乘組員は新造船オルーロン號でパラオを出帆して歸途についた。	
	二四四八	同八・六	英人マーシャルがマーシャル、ギルバードの二群島を發見した（或は一七八一年と云ふ）	一七八八
	二四五〇	寛政二・一・三	東印度會社のマツクリユア等がパラオに達した。	一七九〇
		三・一六	英國船員がコロール大酋長の望を容れてその軍に加りマルキヨクを攻めた。	
百二十代 仁孝	二四六四	同二	モートロツク船長がサタワンを發見した。	一八〇四
		文化元	コツツエブエがメジーチ島を發見した。	
	二四七七	同一四・一・二	コキーユ船長デユペレイがクサイ島に來て十五日まで滯在した。	一八一七
	二四八七	文政一〇・一二・八	セニイエヴイン艦長リウトケがクサイ島に來て一月一日迄滯在した。	一八二七
	二四八八	同一二	セニイエヴイン號がポナベ島に寄港した。	一八二八
百二十一代 孝明	二五一七	安政四	アメリカ合衆國ポートミツション會社所屬宣教師デービールソン等がエ	一八五七

二五二四	元治元	ポン島に來り教會を設立し、ミッシヨン・スクールを經營した。	一八六四
二五二七	慶應三・一	コロール島民が英人チェインを虐殺した。（一八六五年の初とも云ふ。）英國軍艦がパラオに來て、チェインを虐殺した理由でアイバドルを銃殺させた。	一八六七
二五三四	明治七	ヘンルスハイムがパラオ島、ヤップ島に營業所を設け、香港の西班牙領事から納稅を通告された。	一八七四
二五三九	同　一二	ゴドツフルア商會が倒れて、商事拓殖會社が設立された。	一八八九
二五四二	同　一五・四・五	英國軍艦がパラオに來てマルキヨクを攻めた。	一八八二
二五四四	同　一七	我が國の軍艦龍驤が遠洋航海の途次クサイ島に寄港した。	一八八四
二五四五	同　一八・八・二	西班牙國官吏がヤップ島に來て廳舍、教會堂を建設に着手した。	一八八五
	八・二五	獨逸軍艦が同島に來て、直に國旗を揭揚した。	
	九・一	後藤猛太郎、鈴木經勳等が横濱を發して同月二十三日マーシヤル群島に到着した。	
	一〇・	獨逸軍艦がマーシヤル群島を占領した。	
二五四六	同　一三・一七	羅馬法王レオ十三世の裁決によりカロリン群島は西班牙領となつた。	一八八六
	一九・四・六	獨英兩國勢力圏境界の協定が成立して、獨逸はマーシヤル群島を獲得した。	
二五四七	同　二〇・七・一	ポナペ島第一暴動が起つた。	一八八七
	一三・二二	獨逸はヤルートにヤルート會社を創設した。	

二五五〇	明治三・五・一五	ポナペ島第二次暴動起つた。	一八九〇
	六・一一	田口卯吉等南島貿易を志し、天祐丸にて横濱を出帆し南洋に向つた。	
	六・二七	ダアム島着、同月二十日出帆。	
	七・一〇	ヤップ島トミル港着七月一日出帆。	
	九・一〇	パラオ諸島マラカル港に投錨、八月七日出帆。	
	一〇・二二	ポナペ島キチー港着 ポナペ島は爭亂中たり）	
	一一・三	ポナペ島に支店を置く（南島商會）	
二五五一	同　二四	ポナペ島を出帆十二月二日横濱に入港した。	
	同　二四	南島商會の經營者が代つて一屋商會となつた。	一八九一
		恒信社が起り「トラツク」中心に貿易を行つた。	
		（明治二十六年）パラオ島に移り大正三年まで繼續した。	
二五五二	同　二五・一一	共通社が起り「トラツク」島に支店を置いた。（間もなく解散す）。	
二五五三	同　二六・一〇	南洋貿易日置合資會社起つた。	一八九二
二五五六	同　二九・一〇・九	南洋群島研究者クバリー殺した（墓所ポナペ島コロニヤ外人墓地に在り）	一八九三
二五五八	同　三一・四・	米西戰爭が起り、十二月西班牙はフイリピン群島グアム島を米國に割讓した。	一八九六
			一八九八
二五五九	同　三二	ポナペ島第三次暴動が起つた。	一八九九
	二・一二	獨逸國はマリアナ、カロリン兩群島を西班牙より讓り受けた。而ポナペに總督、ヤップ、サイパンに地方廳を設置した。	
二五六一	同　三四	サイパン島に官立小學校を設置した。	一九〇一

二五六四	明治三七		獨逸語普及の意味で西班牙宣教師に代り、獨逸カプチノ會及リベンツエルレル教會宣教師に布教せしめた。
二五六六	同　三九	一九〇四	
二五六九	同　三九	一九〇六	獨逸はヤップ島中心に海底電信を敷設した。
	同　四三	一九〇九	南洋貿易日獨合資會社が村山商會を合同して南洋貿易會社となつた。
	一〇・一七		アンガウル島の燐鑛採掘が開始された。
二五七〇	同　四三	一九一〇	ポナペ島ヂョカーヂの暴動が起つた。
	二・二四		ショマタウ以下暴徒巨魁が銃殺に處せられた。
二五七三	大正　二	一九一三	大規模の無線電信をヤップ島に建設した。
二五七四	大正　三	一九一四	大隈重信組閣し、八代六郎が海軍大臣となつた。
	四・二六		墺國の皇太子夫婦が同國のサラエウオで塞國陰謀團員の爲に暗殺された。
	六・二八		墺・塞兩國が戰端を開いた。
	七・三八		獨逸が露西亞に宣戰した。
	八・一		獨・佛兩國の國交が斷絶し、交戰狀態に入つた。
	八・二		英國は獨逸に宣戰した。
	八・四		獨艦「エムデン」が青島を出港して南下した。
	八・五		獨逸巡洋艦隊主力「シャルンホルスト」「グナイゼナウ」及「ニウルンベルヒ」がポナペ島を發し、マリアナ群島パカン島に向つた。
	八・六		英國の要望に依り廟議は日獨開戰に決定した。
	八・七		英國支那艦隊の主力巡洋艦三隻は獨艦を捜索しつゝヤップ島に向つた。

	八・一一	英艦がヤップ島を砲撃して、無線電信所を破壞し、海底電線を切斷した。
	八・一四	獨逸巡洋艦隊の主力はパカン島を發し、マーシャル群島に向つた。
	八・一五	帝國政府は獨逸に最後の通牒を發した。
	八・一九	獨逸巡洋艦隊主力は給炭船を伴ひ、マーシャル群島マジュロ島に到着し補炭した。
	八・二三	日獨國交斷絶し、宣戰の詔勅が發布され、第二艦隊（司令官海軍中將加藤定吉）佐世保港を發して青島に向つた。
	八・二九	英國濠洲艦隊が獨領サモア群島を占領した。
	八・三〇	獨逸巡洋艦隊主力はマーシャル群島を發して東航した。
	九・一四	獨領南洋諸島索敵及海上保安の目的で、南遣支隊（鞍馬、筑波、淺間、第十六驅逐隊山風及海風、司令官海軍中將山屋他人）横須賀を發して南下した。
	九・一五	獨艦「エムデン」がベンガル灣に出現した。
	九・一九	軍艦香取（艦長海軍大佐近藤常松）南下して南遣支隊、横須賀間の中繼の任に就いた。
	九・二四	濠洲艦隊が獨領ニウギニヤのフリドリツヒ・ウイルヘルム港に着いた。
	九・二六	英艦「シドニー」が西カロリン群島アンガウル無線電信所を砲撃して破壞した。
	九・二七	獨測量艦「プラネツト」がヤップ港内で自沈した。

年	月日	事項
二五七四		
大正三 九・二九		南遣支隊がヤルート島に到着し、一時的占領を了した。
	一〇・一	第二南遣支隊（薩摩、矢矧、平戸、司令官海軍少將松村龍雄）が佐世保を發し、パラオ群島に向つた。（縱前派遣の南遣支隊を第一南遣支隊と稱した）。
	一〇・三	第一、第二南遣支隊に獨領南洋群島の占領を電令した。
		第一南遣支隊ヤルート島を占領、此の事が米國に傳はり同國内の反日輿論が一時激昂した。
	一〇・五	第一南遣支隊クサイ島占領。
	一〇・七	第一南遣支隊ポナペ島占領。
		第二南遣支隊ヤップ島占領。
	一〇・八	第二南遣支隊パラオ島占領。
	一〇・九	第二南遣支隊アンガウル島占領。
	一〇・一〇	特別陸戰隊が横須賀（第一…第五）佐世保（第六）に於て編成された。
	一〇・一一	日英艦隊の行動範圍を協定し、第一南遣支隊は赤道以北東經百四十度以東、第二南遣支隊は南緯二十度以北東經百四十度以西、濠洲艦隊は赤道以南西經百四十度以西とした。
	一〇・一三	第一南遣支隊トラック島占領。
	一〇・一四	軍艦香取サイパン島占領。
		占領地に於ける外國人の退去に關する規定を設けた。
	一〇・二〇	第一乃至第五特別陸戰隊（サイパン、トラック、ポナペ、クサイ、ヤルート）は神奈川丸にて横須賀を發し任地に向つた。
	一〇・三一	我が青島攻圍軍が總攻擊を開始した。（司令官陸軍中將神尾光臣）
	一一・一	「コロネル」沖（智利國）の海戰で、英艦隊は獨艦隊の爲に擊破された。
	一一・六	第六特別陸戰隊は鹿兒島丸にてパラオに到着翌七日矢矧守備隊員と交代した。
	一一・七	我が軍は獨逸の東洋に於ける根據地青島要塞を降伏せしめた。
	一一・八	「コロネル」沖の海戰の結果、第一南遣支隊に對し、對敵主力作戰に關し、積極的行動の任を課せられた。
	一一・九	「エムデン」が擊沈された。
	一一・一四	ヤップ島引渡問題が起つた。
	一一・一七	生駒、矢矧、筑摩を第一南遣支隊に、日進を第二南遣支隊に增加した。
	一一・一八	日進、筑摩、矢矧は大平洋方面に出動した。
	一一・一九	英國政府の通牒に依り、ヤップ島を濠洲遠征軍に引渡すことに内定した。
	一二・八	「フォークランド」沖の海戰に英艦隊は獨艦隊を殲滅した。此結果出征艦船の一部を召還した。
	一二・一四	獨假裝巡洋艦「コルモラン」がグアム島に入港し、翌日武裝を解除された。
	一二・二八	臨時南洋群島防備隊條令が發布され、トラック諸島夏島に司令部を置か

二五七四	大正三・二・八	一九一四
	二・三〇	臨時南洋群島防備隊司令官に松村少將が轉補した。 第二南遣支隊は解隊された。 守備隊（サイパン、パラオ、トラック、ポナペ、ジャボール）及同隊分遣隊（パラオ＝アンガウル、ヤップ。ポナペ＝クサイ）配置を定めた。 標準時使用及日課週課施行の方策を定めた。 公報發行の件を定めた。 守備隊及分遣隊各無線電信所は戰時日誌に準じて日誌を調製し、司令部に翌月初に報告することとした。
二五七五	大正四・一・九	南洋群島占領諸島施政方針を定めた。
	一・三五	臨時南洋群島防備隊定員配置を定めた。
	一・二九	南洋群島民政會計規定を定めた。
	一・三〇	防備隊附屬艦（滿洲、最上、千早）の警備任務及行動を定めた。
	二・六	南洋群島傳染病豫防規程及傷病者救療規程を定めた。
	二・一六	南洋群島稅則を定め、稅目を人頭稅、營業稅、特種營業稅、銃獵稅、港稅、關稅の六種とした。
	二・	關野侍從武官がトラックを御慰問になつた。
	二・	貴族院議員子爵伊集院健が視察の爲來島した。
	三・二	南洋占領諸島渡航者心得及同私人企業出願者心得を定めた。
	三・二〇	新高艦長海軍大佐野崎小太郎が臨時南洋群島防備隊參謀長に補せられた
	四・六	臨時南洋群島防備隊司令部病室に於て患者の診療を開始した。
	四・一六	ヤップ民政區を設置し、民政區々分の一部分を改正した。
	五・二	島民內地觀光員選拔の件につき各守備隊及分遣隊に通牒した。
	七・一二	各守備隊及分遣隊配員を減じて、內地（各海兵團）に歸還させた。
	八・一〇	加藤友三郎が海軍大臣となつた。
	八・二四	臨時南洋群島防備隊司令官東鄕吉太郎が本日着任した。
		民政事務官及海軍書記を任用し各守備隊に配置した。
	八・二五	サイパン、ヤップ。パラオ各守備隊に於て氣象觀測を開始した。
	九・五	各守備隊長及分遣隊指揮官に島民の風俗習慣等に就き調査報告方を通牒した。
	九・三三	「クサイ」分遣隊を撤去し。駐在海軍書記に民政事務を取扱はしめた。
	九・二七	南洋群島民政會計規程を定めた（大正四年發布の民政會計規程は廢止される）。
	一〇・一一	費用徵收及寄附募集に關する規定を定めた。
	一〇・一二	南洋群島刑事、民事裁判令を定めた。
	一〇・一五	外國人等の經營學校事業の整理及學校設置の內訓があつた。 海軍部外の郵便及電信取扱を各海軍電信所（サイパン、トラック、ヤルート、パラオ、アンガウル）で開始した。

二五七五	大正四 一〇・一六	南洋群島關稅規則同營業稅規則、及人頭稅規則を定めた。	一九一五
	一〇・一八	アンガウル島燐礦採取事業を、海軍に於て直營することゝなつた。	
	一〇・二一	海軍燐礦採掘規程が定められた。	
	一〇・二六	南洋群島銃砲火藥取締規則、同銃獵取締規則が定められた。	
	一一・一〇	京都御所で御即位の大禮が行はせられた。	
	一一・一九	各守備隊及分遣隊に檢潮を行ひ滿十四ヶ月經過して報告すべき旨通牒があつた。	
	一二・二三	守衛服務規則を定めた。	
	一二・二四	獨逸馬克銀貨を邦貨に引換手續を定め、引換率は一馬克金四十錢とした。	
	一二・二七	南洋群島貨幣令を定めた。	
		南洋群島小學校職員の制、南洋群島小學校規則並學級編制に關して訓令があり。トラック、サイパン、ヤップ、パラオ、ポナペ、ヤルートの六小學校が設置された。	
二五七六	大正五 一・一五	南洋群島營業規則を定めた。	一九一六
	一・一七	南洋群島酒類取締規則を定めた。	
	一・二〇	島民の土地及島民と締結する契約に關する件を定めた。	
	一・二一	南洋群島渡航船舶及渡航者心得を定めて四月一日より實施した。	
	一・二三	海軍燐礦採掘規則施行細則を定めた。	
	一・二四	占領官有財產取扱規則及民政費所屬工作物整理規程を定めた。	

	一・二五	獨逸南洋燐礦會社保管品を經營組合より引繼を完了した。	
	三・二七	南洋群島居住者取締規則を定めた。	
	四・一三	アンガウル分遣隊を撤退せしむることに決定した。	
	四・一八	防備隊配員を改定した。	
	六・一九	パラオ島マルキヨクにマルキヨク小學校を設置した。	
	六・三〇	南洋群島警察犯處罰令を定めた。	
	七・二六	南洋群島關稅規則を定めた。	
	八・一	南洋群島營業規則、南洋群島鑛業規則、南洋群島漁業規則を定めた。	
	九・三	南洋群島介殼蟲驅除豫防規則を定めた。	
	一〇・九	寺內正毅が組閣した。	
	一一・一五	海軍省と南洋貿易株式會社との間に橫須賀と南洋占領各群島間に於ける海軍用運送に關して契約された。	
	一二・一	防備隊司令官海軍少將吉田增次郎、同參謀長海軍中佐高橋節雄が補された。	
二五七七	大正八 一・一〇	前司令官吉田少將は第八多聞丸で退隊した。	一九一七
	二・	敵國及敵國人の發受通信取締に關して訓電が發せられた。	
	二・二一	西村惣四郎一族が出資してサイパン島に西村製糖所を設立した。	
	四・一	民政事務に關與する准士官以上文官及雇員に舍宅料が支給されることになつた。	

二五七七	大正六・四・九	「アグリガン」島が噴火した。十二日在島邦人六名、島民十四名は「パカン」島に避難した。
	四・	海軍中將財部彪が視察の爲に來島した。
	四・二四	對敵取引禁示に關し通牒した。
	五・一	南洋群島狩獵規則を定めた。
	五・一二	向井侍從武官を守備隊に差遣され優渥なる聖旨を傳へられ將卒一同に酒肴料、傷病兵に御菓子料を賜つた。
	六・九	民政職員身上取扱規則が定められた。
	六・二〇	警吏服務規程を定めた。
	八・二一	南洋企業組合（大正五年設立）は名稱組織を變更して南洋殖産株式會社と改稱した。
	九・一	南洋群島船舶取締規則及南洋群島渡航者及居住者取締規則を定め十月一日より實施した。
	一〇・一	南洋群島旌章規程を定め、島民の善行者に對し、紅綬銀章、綠綬銀章、綠綬銅章、黃綬銅章を授與することゝした。
	一一・	グアム農事試驗場技師シー・ダブリユー・エンド・ウードが「サイパン」島に椰子病蟲害研究の爲に來島した。
	一二・一	海軍々用通信所に於て、電報爲替及代換小包郵便が取扱を開始した。
	一二・一	防備隊司令官に海軍少將永田泰次郎が補せられ。

	一二・一三	前司令官吉田少將は事務引繼を了し退隊した。
	一二・二三	南洋群島無線電信通信規約を定め即日實施した。
二五七八	大正七・二・二六	土屋中將外七名群島視察の爲渡南して、來隊（トラック）した。
	三・一	日本恒信社は南洋貿易株式會社に併合された。
	三・一	ポナペ島キチーにキチー小學校を設置した。
	三・一〇	各守備隊軍醫官に對し、島民種痘勵行の件につき通牒した。
	四・一	日本郵船株式會社に對し、南洋新占領地航路就航を依託した。（海軍大臣）
	五・二四	各軍政廳長に基督教の狀況を報告すべく通牒を發した。
	六・三	民政職員給與規程及民政旅費規程を定め四月一日に遡り施行した。
	六・一三	巡警の服制を定め、七月二十六日には巡警被服規則を定めた。
	六・一五	南洋群島島民學校規則を定め、九月一日より施行した。
	六・一七	海軍軍令部出仕海軍大佐黑瀨清一防備隊參謀長に補せられた。
	七・一	臨時南洋群島防備隊條例を改正し、軍政廳は、民政署と改稱され、民政部を設置し、手塚敏郎が民政部長に就任した。
	九・一	各小學校を島民學校と改稱し、七分校（ロタ、モートロツク、水曜島、ペリリユウ、アンガウル、ガラルド、メタラニーム）を新設した。
	九・二九	原敬が組閣した。
	一一・九	九日・十日・十一日ヤルート民政區に暴風雨襲來し、被害が甚大であつた。

二五七八	大正七 一二・二七	南洋群島移民規則を定め、翌八年二月一日より施行した。	一九一八
	一二・二八	水路部長より依頼され、所屬艦船に海流を調査報告せしめることゝなつた。	
二五七九	大正八 一・六	臨時南洋群島防備隊標準時を定め二月一日より施行した。	一九一九
	一・二一	蒼年ヤルート方面の暴風被害者に對して御内帑金御下賜の御沙汰があつた。	
	一・二四	南洋群島中の主要島名を一定して之を發表した。	
	四・二六	臨時南洋群島防備隊海軍武文官任用進級增俸及考課表取扱内規を定めた	
	五・九	四竈侍從武官は御慰問のためトラツクへ御差遣になり、更にポナペ、サイパンの各島に向はれた。	
	六・七	南洋群島表彰規程を定め、島民善行者に旌章、金銀木杯、及賞狀を授與することゝした。	
	六・一〇	民政部及各民政署の事務引繼を終了した。	
	六・二八	日英佛の諸國と獨、墺との講和條約に調印され、國際聯盟規約をも締結された。	
	七・一	南洋群島琴常小學校規則を定め、八月一日より施行した。	
	七・二九	島勢調査委員會規定を定めた。	
	八・一	南洋群島第一琴常小學校をトラツク島夏島に、第二琴常小學校をサイパン島ガラパン村に設置し、九月一日より開校した。	

	八・二七	島勢調査規定及島勢事務取扱規程を定め第一回島勢調査を大正九年十月一日午前零時現在により行ふことゝした。	
	二・一	海軍少將野崎小太郎守備隊司令官に、海軍大佐森初次同參謀長に補せられた。	
二五八〇	大正九 二・七	西村製糖會社を西村拓殖株式會社と名義を變更した。	一九二〇
	五・二四	對獨戰爭損害申告令を定め被害者は八月十五日迄に屆出づることゝした	
	七・二	東郷前司令官視察のため來島され八月六日歸省された。	
	七・八	獨逸國より返還を受くべき俘虜及抑留帝國臣民の被押收品を報告せしめた。	
	九・一八	臨時南洋群島防備隊島勢調査手續規程を定めた。	
	九・三〇	トラツク民政署病院諸料金規程を定め十月一日より施行した。	
	一〇・一	第一回島勢調査を施行した。	
	一一・一〇	調査の結果群島人口總數五萬二千二百二十二人。その中内地人、三千六百七十一人。島民四萬八千五百五人、外國人四十六人であつた。	
		小倉丸ヤップ島トミル水道出口に於て坐礁半沈した。船客船員全部救助され死傷者はなかつた。	
	一二・九	戸口調査規程を定め翌十年三月一日より之を施行した。	
二五八一	大正一〇 一二・一六	十六日…十七日ヤップ地方暴風海嘯襲來し大被害を被つた。	
	一二・一九	外國人宣教師が入島することゝなつた。	一九二一

二五八一　大正一〇　一九二一

一〇・一二　練習艦隊（淺間・磐手）入港し、同月十六日出港した。

一一・三一　民政職員給與規程を定め、四月一日より實施した。

六・三　工作物位置に關する規定を定めた。

六・　米國大學教授ポツプス博士六月より九月に亘り、地質學研究の爲トラック島及ヤップ島に來島した。

六・二〇　客年十一月ヤップ民政署管内暴風海嘯罹災者救恤の資として、御内帑金五千圓を御下賜された。

七・　松下侍從武官、大塚東宮武官が群島各島を御歴問になつた。

七・五　ヤルート守備隊を撤退せしめた。

七・一五　パラオ守備隊を撤退せしめた。

臨時南洋群島防備隊民政部處務規程及同事務分掌規程を定め即日施行した。

七・一八　ヤップ守備隊を撤退せしめた。

七・一九　巡査配員及勤務規程を定めた。銃器取扱規程を定めた。

七・二八　民政部をパラオ諸島コロール島に移轉した。

八・三　警察日誌規程を定めた。

八・一〇　サイパン守備隊を撤退せしめた。

八・二四　交通船發着通報規程を定めた。

九・一五　ポナペ守備隊を撤退せしめた。

一〇・二五　身許調査規程を定めた。

一〇・二七　海軍大學校の依頼に依り委員を定め當群島内の兵術資料を調査せしめた（十二月十五日迄に提出のこと）

二五八二　大正一一　一一・一三　高橋是清が組閣した。

一一・六　日英米佛伊五ケ國が米國ワシントンで海軍軍備制限條約に調印した。

一一・一一　ワシントンで米國と南洋舊獨逸領並赤道以北の諸島を我が國に委任統治の件、ヤップ島電信等の條約に調印した。

一九二二　三・三一　臨時南洋群島防備隊條例を廢止して軍隊を撤去した。

勅令を以て南洋廳官制、南洋廳部内臨時職員設置制、臨時南洋廳採鑛所官制、南洋廳產制試驗場官制、南洋廳醫院官制、南洋廳郵便局官制、南洋廳小學校官制、南洋廳公學校官制、南洋廳特別會計規則、南洋群島裁判令、南洋群島出港稅令、南洋群島間接國稅犯則者處分令及其の他各殖民地と關聯する事項の改正が發布され、それ〴〵四月一日より施行された。

四・一　南洋廳（パラオ諸島コロール島）を設置し、サイパン、パラオ、ヤップ、トラック、ポナペ、ヤルートの六支廳を設置した。

南洋廳長官に手塚敏郎、内務部長に古橋直、財務部長兼拓殖部長に堀口滿貞が就任した。

南洋廳令を以て南洋廳令公布式及同支廳令公布式を定め即日之を施行し

	二五八二	大正一一・四・一	南洋廳告示第一號を以て尋常小學校及島民學校の名稱位置を改正した（トラック、サイパン、パラオ、尋常小學校。サイパン、ロタ、夏島、水曜島、コロール、マルキヨク、ガラルド、ベリリユウ、アンガウル、ヤップ、ニフ、コロニー、メタラニーム、キチー、クサイ、ジヤボル、マロエラップ公學校。）南洋廳告示第二號を以て、サイパン、パラオ、ヤップ、トラック、ポナペ、ヤルート、アンガウル醫院を設置した。南洋廳告示第三號を以て、サイパン、パラオ、アンガウル、ヤップ、トラック、ポナペ、ヤルート郵便局を設置し從前の海軍々用郵便局及同電信所の公衆通信業務を繼承せしめ、同告示第四號を以て其の取扱ふ公衆通信業務の範圍を定めた。南洋廳公報發行規程を定めた。南洋廳巡査懲戒規程を定めた。南洋廳及所屬官署在勤職員の加俸額を定めた。法令審議會規則を定めた。南洋廳事務分掌規程を定め卽日施行した。南洋廳小學校規則及南洋廳公學校規則を定め卽日之を施行した。	一九二二
五・二〇			產業奬勵規則を定め六月一日より施行した。

五・三一		南洋群島出港令施行細則を定め、移出港をサイパン、パラオ、アンガウル、ヤップ、トラック、ポナペ、ヤルートの七港とし、六月一日より施行した。
六・二		加藤友三郎が組閣した。（群島は南洋廳設置と共に內閣拓殖局管下となつた）
七・五		南洋群島郵便局電報傳送規程を定め卽日施行した。
七・一八		南洋群島人頭稅規則及同人頭稅施行手續を定め、翌つて四月一日より施行した。
七・二〇		南洋廳郵便局分課規程及通信統計報告規程（四月分より報告）を定め、八月一日より施行した。
七・二		南洋廳醫院診療並諸料金徵收規程及島民診療費徵收規程を定め九月一日より施行した。
七・二		交通至難の場所に在勤する南洋廳及所屬官署の職員手當支給規程、南洋廳及所屬官署賄料支給規程、並囑託員雇員及傭人給與規程を定め四月一日より適用した。
八・一		南洋群島に於ける租稅其他公課に關する勅令が發布された。
八・一五		巡警服制、巡警服裝及携帶品規程、警察巡閱規程を定め、卽日之を施行した。巡査部長採用規程を定め十月一日より之を施行した。南洋廳及所屬官署會計事務規程、現金出納官吏配置任命規程を定め、十

二五八二	八・三〇	一月一日より之を施行した。 判任官以上の待遇を受くる者、囑託員、雇員及傭人に支給する南洋群島關東州南滿洲旅費規則、南洋廳減額旅費規則を定め四月一日以後の旅行に付之を適用した。
	九・一	糖業規則、椰子栽培奬勵規則、商工業補助規則、畜産奬勵規則、水産業奬勵規則、南洋群島租稅其の他の公課徴收規則、南洋廳特別文具規程及南洋廳工事製造請負及工用品並職工人夫供給規則を定め、卽日之を施行した。
	九・四	外國旅券規則、糖業奬勵規則を定め卽日施行した。 南洋廳警察官吏服裝規則、警部補及巡査被服屬具支給並貸付規程、及巡警被服屬具支給並貸付規程を定め、四月一日より適用した。
	九・五	「阿片」「モルヒネ」「コカイン」及其の他麻類取締規則を定め、十二月一日より施行した。法令審議委員規程を定め、法令審議會規程は廢止した。 巡警配置及勤務規程、巡警採用規程、巡警教習規程及南洋廳警部補及巡査精勤證書授與規程を定め、卽日施行した。
	一一・八	南洋廳所屬官署勤勉手當支給規程を定め、大正十一年四月分より適用した。
	一二・一	巡査給與規則を定め公布の日より施行した。 南洋群島島民村吏規程、及南洋群島島民村吏服務心得を定め卽日施行した。
二五八三 大正一三・一・四	一三・八	會計檢査規程を定め公布の日より施行した。 南洋廳及所屬官署雇員及傭人被服給與規程を定め、四月一日より適用した。
	一三・一	東北帝大教授星野勇三視察の爲サイパン、ヤップ、パラオ各島に來島した。 南洋興發株式會社に砂糖製造業が許可され、原料採取地域をサイパン島一圓とされた。
	一・二六	南洋廳法院を設置し、高等法院をパラオ諸島コロール島に、地方法院をパラオ、サイパン、ポナペに置き、南洋廳法院判事、檢事及書記の服制及南洋群島裁判事務取扱令施行細則を定め、二月一日より施行した。
	一・二七	南洋群島裁判手數料規則を定め三月一日より施行した。 勅令を以て南洋群島裁判所事務取扱令、南洋群島犯罪卽決例を定められ其の他關係勅令を改正された。
	二・七	南洋廳法院及檢事局事務章程、南洋群島犯罪卽決例施行規則及南洋廳法院及檢事局處務規定を定め、三月一日より施行した。
	二・二〇	臨時南洋廳採鑛事務規程を定め卽日施行した。 島民村吏手當支給規程を定め、總村長、區長には月額三十五圓內外、村長、助役には月額二十圓內外給與することゝした。

	二・一	臨時南洋廳採鑛所長職務章程及同職工鑛夫給與規程を定め、即日之を施行した。	
二五八三	大正一三・三	伏見宮博義王殿下第二艦隊に依りパラオに御寄港あらせられ更にサイパンに御寄港あらせられた。	一九二三
	三・一三	南洋產業株式會社がパラオ島、ヤップ島に支店を設置した。	
	三・一三	第二艦隊が基本練習の爲出動中、トラック、サイパン兩島の間で、第五戰隊旗艦名取補助蒸汽管破裂し、一分隊十一名悉く職に殉れた。	
	三・二八	南洋興發株式會社は本店を東京からサイパン島チャランカノアに移した	
	三・三一	南洋群島間接國稅犯則者處分令施行規則を定めて即日施行した。	
	四・一	南洋廳產業試驗場の位置をパラオ諸島コロール島に定めた。	
		間接國稅犯則者處分取扱規程、物件寶拂代金延納規則、及南洋廳公學校助教員採用規程を定め、公布の日より施行した。	
	四・四	賞勳局書記官正五位勳四等横田鄉助南洋廳長官に任ぜられ、南洋廳長官手塚敏郎は文官分限令第十一條第一項第四號に依り休職を仰付られた。	
	五・二三	南洋協會南洋群島支部が設置された。	
	五・二九	南洋廳物品取扱規程を定め即日施行した。	
	六・一	南洋群島供託物取扱規則を定めた。	
	七・二	上原元帥が視察のためサイパンに上陸された。	
	八・三	南洋廳小學校兒童は內地市町村立小學兒童と同一の取扱を受けることゝ	

		なつた。	
	八・一七	手數料及出張費用徵收規則及收入印紙を以て納むることを得る納金の件を定め、十月一日より施行した。	
		印鑑證明規則を定め即日施行した。	
	九・一	關東地方大震災（本群島で義損金二萬五百七十一圓二十六錢集つた）	
		南洋廳電報傳送規程を定め即日施行した。	
	九・二	山本權兵衛が組閣した。	
	九・三三	南洋廳圖書規程を定め即日施行した。	
	九・二〇	南洋廳電氣使用規則を定め十月一日より施行した。	
		南洋廳產業試驗場事務分掌規程を定め即日施行した。	
	九・二一	南洋廳始政記念日を七月一日と定めた。	
	九・二六	警部警部補特別任用學術試驗及實務考査規程、巡査任用規程、巡査監督及訓練規程、巡査懲戒規程施行細則、刑の執行猶豫に關する取扱規程、刑の執行指揮に關する取扱規程、刑の執行停止者取締に關する件を定め即日施行した。	
二五八四	大正一三・七	南洋廳公報編纂規程及南洋廳公報發行及頒布に關する件を定めた。	
		水上警察旗及警察官吏提燈の制を定めた。	
	一・二六	清浦奎吾が組閣した。	一九二四
		皇太子殿下御結婚の禮を行はせらるるに當り兒童奬學の思召を以て內帑	

二五八四	大正一三・二・二九	一九二四
	三・一	の資二千圓を御下賜された。 恩賜財團奬學會が創立された。
	三・二四	パラオ燈臺の點燈を開始された。
	四・一	南洋群島教育會が創立された。
	五・一	代書人規則及同施行手續を定め卽日施行した。 病害蟲驅除豫防規則及同取扱心得を定め卽日施行した。
	五・二一	南洋廳採鑛所職工、鑛夫雇傭勞務規則を定め卽日施行した。 郵便局沿革誌設備規程を定めた。
	五・二八	藝妓酌婦取締規則及同施行細則を定め卽日施行した。
	六・一一	加藤高明が組閣した。
	九・六	第五回國際聯盟總會軍備縮少決議案が可決した。
	九・一五	南洋廳警察賞與規程、警察禮式、巡警給與規程、銃器使用及取扱規程を定め卽日施行した。
	九・一六	巡査點檢規則を定め卽日施行した。
	九・二七	南洋廳略名同文電報規則取扱規程を定め十二月一日より施行した。
	一二・一	南洋廳印刷物委託規程を定め卽日施行した。
	一二・二三	內務部長古橋直は願に依つて本官を免ぜられた。
	一二・二五	南洋廳支廳事務分掌規程を定め支廳に庶務課警務課を置き、南洋廳事務分掌規程を定めて本廳に長官官房及び庶務、財務、警務、拓殖、通信の五課を置いた
二五八五	大正一四・二・二	正四位勳六等堀口滿貞が南洋廳書記官に任ぜられた。 外國人入島に關する件が定められ卽日施行した。
		一九二五
	二・一五	南洋廳火葬場規程を定め火葬場をサイパン島ガラパン、パラオ諸島コロール島コロール村に設置した。 南洋群島在留者取締規則を定めた。
	二・二八	南洋群島受刑者、被告人及彼疑者護送規則を定め卽日施行した。
	五・七	練習艦隊がサイパン港に寄港した。 勅令を以て南洋群島治安維持に關しては治安維持法によることゝ定められた。
	五・二九	島勢調査規則及同事務取扱規程が定められた。
	五・	英國軍艦プリユーベル艦長アアール・スミス・エツチがヤツプ、パラオ、トラツクに來航した。
	七・一七	婦人矯風會理事守屋東サイパン島に來り、續いて全群島を視察された。
	七・三一	褒章事務取扱細則を定め卽日施行した。
	一〇・一	第二回南洋群島島勢調査を行つた。 其の結果南洋群島人口總計五萬六千二百九十四人、其の中邦人七千四百九十人。島民四萬八千七百九十八人、外國人六十六人であつた。

二五八五	大正一四・一〇・三二	南洋群島土地調査規則、南洋群島航路標識規則及公學校寄宿舍臨事務並手當支給規程を定め、即日施行した。	一九五二
	一〇・二八	南洋廳觀測所事務分掌規程を定め公布の日より施行した。	
	一〇・三〇	南洋廳郵便通信書記補任用規程、舊慣調査委員規程を定めた。	
	一二・一一	ポナペ管内に暴風襲來し被害甚大であつた。	
	一二・一二	トラック管内に暴風雨襲來し十四日朝息む。民家・官舍の全半潰が多數あつた。	
	一二・一五	ヤップ管内に暴風起り更に海嘯襲來して被害甚大で倒潰家屋約九割三分に達する慘狀であつた。	
二五八六	大正一五・一・二〇	若槻禮次郎が組閣した。	一九二六
	二・二三	トラック諸島夏島に南亞貿易株式會社が設立された。	
	二・二三	伏見宮博信王殿下練習艦隊に御乘組みトラックに御上陸遊ばされ更にサイパンにも寄港あらせられた。	
	四・二〇	土地調査實地調査規程、土地調査圖根測量規程を定め即日施行した。	
	四・二六	ヤップ島にヤップ尋常小學校、ポナペ島にポナペ尋常小學校を設置した。	
	五・一〇	ヤップ支廳トミル島ウギリ管區にマキ公學校、ポナペ島ウー村にウー公學校を設置した。	
	五・二六	南洋廳木工徒弟養成所規則を定め、コロール公學校に木工徒弟養成所を附置した。	

	六・二八	ポナペ島に產業試驗場分場を設置した。	
	七・一五	ポナペ醫院にクサイ分院を附置しポナペ醫院クサイ分院規程を定め即日施行した。	
	八・三	南洋廳產業試驗場長職務章程を定め即日施行した。	
		公學校兒童給與規程を定めた。	
	八・一一	學校醫設置並職務規程及兒童身體檢査規程を定め公布の日より施行した	
	八・一二	警察犯例を定め十月一日より施行した。	
		南洋廳所轄國有財產取締規程、雜種財產取扱規程、官舍貸渡規程を定め即日施行した。	
	八・二六	墓地及埋火葬取締規則を定め十一月一日より施行した。	
	九・一五	臨時サイパン港修築事務規程を定めた。	
	九・二九	勅令を以て南洋群島在勤文官禮服代用服制を定められた。	
	一〇・一四	南洋廳文官禮式を定め即日施行した。	
	一二・四	國際聯盟帝國事務局伊藤書記官が來島した。	
	一二・二五	天皇崩御　今上天皇御踐祚あそばされた。	
二五八七	昭和二・一・一三	南洋廳電報傳送規定を定め一月二十一日より施行した。	一九二七
	二・一	巡査配置及勤務規則を定め即日施行した。	
	三・三	部落改善功績者選奬規程及同取扱手續を定め即日施行した。	
	四・二〇	田中義一が組閣した。	
百二十四代今上			

二五八七	昭和二 五・二七	大正天皇大喪の儀を行はせらるゝに際し慈惠救濟の資として御内帑金一千圓を御下賜遊ばさる。依つて永久に記念する爲恩賜財團慈惠會を設立した。
	五・二八	午後三時頃パラオ管内に暴風雨襲來し被害甚大であつた。
	五・三一	パラオ島に南洋興産株式會社が設立された。
	六・一二	パラオ諸島の暴風雨の惨狀が天聽に達し　天皇・皇后兩陛下より御内帑金一千圓を御下賜された。
	六・二〇	三國軍縮會議（日・英・米）がジュネーヴで開かれた。
	六・二四	羅馬法皇廳使節ヂャルディニー閣下及フアベル博士來島し二十七日サイパンに向つた
	七・一	トラック諸島春島ネポス村に春島公學校を設置した。
	七・一四	南洋群島電話規則及電話事務規程を定め即日施行した。
		パラオ郵便局に電話を架設し九月一日より其の取扱を開始した。
	七・一五	内閣拓殖局笹川書記官視察の爲來島し十八日メナード向け出發した。
	七・二〇	松岡靜雄「ミクロネシヤ民族誌」を著した。
	七・二七	南洋廳修理工作委託規程を定めた。
	九・一六	東北帝大醫學部教授長谷部言人博士が人類學研究のため來島した。
	一一・一	南洋群島交通港取締規程（交通港サイパン、ヤップ・パラオ、アンガウル、トラック、ポナペ、ヤサイ、ヤルート）を定めた。
		南洋廳電氣使用規則を定め昭和三年一月一日より施行した。
		南洋廳繫船浮標使用規程を定めた
	一一・一四	和關潛水艦長バンダーカン巡航の途次ヤナブに寄港した。
	一二・二四	サイパン郵便局が電話取扱局に指定され、其の區域はガラパン一圓とされた。
二五八八	昭和三 二・一	元智利公使鮭延信道がサイパン、ヤップパラオの各島を視察した。
		トラック諸島冬島に冬島公學校を設置した。
	七・一五	南洋廳公學校規則の大改正を行ひ、九月一日より施行した。
	七・	米國コロンビヤ大學教授ヘンリー・クランプトン蝸牛研究のためサイパン、ヤップ、パラオの各島に來島した。
	七・二一	サイパン郵便局の電話交換事務を開始した。
	九・八	高松宮宣仁親王殿下には練習艦隊にてヤルートに寄港し更にトラックを經てパラオに寄港、親しく御視察あらせられた。
	九・一五	サイパン島にタナパコ尋常小學校、ラウラウ尋常小學校を設置した。
	一〇・二〇	サイパン島チヤモロ族マリアナ・パンヘリナンの栽培にかゝる御大典用御買上玉蜀黍が山城丸で發送された。
	一一・一〇	天皇即位の禮を行はせ給ふ。群島各地に於ても、種々の奉祝行事を行はれた。
	一一・一五	南洋興發株式會社に對しチニアン島に製糖工場設置を許可され、原料採取區域はテニアン島一圓とされた。

二五八九	一一・二七	今上陛下登極の大禮に際し賑恤の資として御内帑金一千圓下賜された。
	昭和四 一・一五	南洋廳印紙切手類出納規程を定め、四月一日より施行した。
	三・二八	サイパン島ガラパン町に日刊新聞「南洋振興日報」が發刊された。
	四・一	サイパン島チャッチヤにチヤッチヤ尋常小學校、テニアン島ソンソンにテニアン尋常小學校を設置した。
	五・三	サイパン支廳で電氣事業を經營した。
	六・八	拓務省官制が公布され、南洋廳は拓務省の管轄となつた。 内閣總理大臣田中義一が拓務大臣を兼攝した。
	六・二一	南洋廳消防組規則を定め即日施行した。
	七・二	濱口雄幸組閣し、松田源治が拓務大臣となつた。
	七・八	南洋廳電氣事業管理者事務規程を定め即日施行した。
	七・九	南洋群島治安警察規則を定め九月一日より施行した。
	七・	九州帝國大學教授金平亮三が植物研究のため各島を視察した。
	八・一五	南洋廳物産陳列所規程を定め即日施行した。
	八・一七	巡警休暇規程を定め即日施行した。
	八・	南洋廳物産陳列所出品規程を定め即日施行した。
	九・	衆議員視察團一行（七名）サイパン、ヤップ、パラオ各島を視察した。 野村益三子爵がサイパン、ヤップ、パラオの各島を視察された。
	九・二八	南洋群島新聞紙取締規則を定め、十一月一日より施行した。
二五九〇	一一・一	サイパン郵便局にテニアン分室を設置した。
	一二・三	南洋廳物産陳列所をパラオ諸島コロール島に設置し、昭和五年一月四日より公衆の觀覽に供することゝした。
	一二・一一	サイパン消防組、パラオ消防組が設置された。
	一二・二八	昭和五年島勢調査規則及同事務取扱規程を定め即日施行した。
	昭和五 二・七	テニアン警察官派出所規程を定め二月十日より施行した。
	二・一〇	サイパン支廳管内テニアン島ソンソンにテニアン警察官派出所を設置した。
	二・二三	三島通陽子爵が視察の爲めサイパン島に來島し、更にヤップ、パラオ各島に向はれた。
	二・二六	南洋貿易株式會社は本店をパラオ諸島コロール島コロール村に移した。
	四・一	トラック諸島に月曜島公學校を設置した。
	四・二	ロンドン軍縮會議主力艦補助艦の日英米三國協定が成立した。
	五・一七	サイパン島に南洋廳產業試驗場サイパン分場が設置された。
	六・九	第二艦隊（三十數隻）ガラパン沖に碇泊した。（司令長官海軍中將飯田延太郎）
	八・一	衆議員一行八名サイパン島を視察し、ヤップ、パラオ方面に赴いた。
	九・一八	南洋廳所屬水產調査船旗章を定めた。
	一〇・一	第三回島勢調査を施行した。
一九二九		
一九三〇		

其の結果、南洋群島人口總數六萬九千六百二十六人、その中邦人一萬九千八百二十五人島民四萬九千六百九十五人、外國人九十六名であつた。

一〇・一五　南洋群島遺失物取扱規則を定め即日施行した。

一〇・一六　パラオ港新水道が開通し水路の使用を開始された。

一二・一　テニアン尋常高等小學校に、マルポ分教場、カーヒー分教場が附置された

二五九一　全國聯合少年團代表三十六名が視察に來島した。

昭和六・一・五　ラウラウ尋常小學校をアスリートに移轉し、アスリート尋常小學校と改稱した。

一九三一

一・一一　テニアン島マルポ附近で列車衝突して死者二名、重傷者四名を出した。

二・一一　紀元の佳展に際し　聖上陛下より恩賜財團慈惠會に金五百圓を下賜された。

三・二二　サイパン島チャランカノアに南洋製氷株式會社が設立された。

四・一　トラック支廳モートロツク諸島オネオツプ島にモートロツク公學校を設置した。

四・三　郵船會社は南洋航路の運賃の値下げを施行した。

四・二四　ポナペ島コロニヤにポナペ水産合名會社が設立された。

五・一二　若槻禮次郎組閣し、原修次郎が拓務大臣となつた。

南洋廳水産試驗規程を定め即日施行した。

パラオ諸島コロール島に南洋廳水産試驗場を設置した。

五・一七　グアム島より邦人視察團二十餘名がサイパン島に來た。

七・七　支廳長會議を南洋廳に於て開催し十一日に終了した。

七・一六　特定郵便局採用規程、同經費渡切規則、同局長服務規程、同雇員命免規程を定め即日施行した。

八・一　南洋群島部落規程を定め、總代及副總代、協議會員を置くことゝなつた。（在留邦人）

八・一五　布教規則を定め、即日施行した。

サイパン局テニアン分室をテニアン局に改め特定郵便局として九月十日から事務を開始した。

八・二四　南洋廳氣象觀測規程を定め即日施行した。

九・一　グアム島知事ルート、イグモゴト大佐一行が米國特務艦ゴールトスター號で、日米親善のためサイパンを訪問した。

九・一八　滿洲事變が勃發した。

一〇・五　南洋日々新聞（サイパン島ガラハンゾ）が創刊された。

一〇・一一　南洋廳長官正四位勳三等横田鄕助が逝去された。

一〇・一二　南洋廳書記官從四位勳三等堀口滿貞が南洋廳長官に任ぜられた。

一〇・一三　拓務書記官從五位勳六等大磐誠三南洋廳書記官に任ぜられた。

一〇・二四　彩帆神社殿新營工事竣工し、遷宮祭が行はれた。

一〇・三〇　勅令を以て入營者職業保障に關する件が定められた。

二五九一	昭和六 一一・二一	南洋長官堀口滿貞願に依り本職を免ぜられ、拓務省殖産局長正五位勳五等田原和雄が南洋廳長官に任ぜられた。	一九三一
	一二・一二	犬養毅が組閣し泰豐助が拓務大臣となつた。	
	一二・二三	氣象觀測を施行する官署二十六ケ所指定された。	
	一三・二八	南洋群島に於ける入營者職業保障法施行細則が定められ昭和七年一月一日より施行される。	
二五九二	昭和七 一・一三	ポナペ支廳で電氣事業を經營することとなつた。	一九三二
	一・一八	上海事變が突發し日支兩國軍隊が衝突した。	
	一・二九	鳥類研究のため山階侯爵及同令夫人サイパン島に來り更にヤップ及パラオに赴かれた。	
	二・四	南洋廳長官田原和男が願に依り本職を免ぜられ、正四位勳六等男爵松田正之が南洋廳長官に任ぜられた。	
	二・一一	紀元節に際し、聖上陛下より恩賜財團慈惠會に對し金五百圓御下賜の御沙汰があつた。	
	二・二九	米國は全艦隊を大平洋に集中して大演習を行ふこととした。	
	三・一	滿洲國政府が建國宣言を發表した。	
	四・一	サイパン島チャランカノアにチャランカノア尋常小學校を設置した。	
	五・一三	南洋興發株式會社のニューギニヤ開發隊がサイパンより同地に向つた。	
	五・二六	齋藤實が組閣し、永井柳太郎が拓務大臣となつた。	

	六・二〇	長谷部言人等が「過去の我が南洋」を著した。
	七・一	南洋廳で南洋廳施政十年史を發行した。
	七・三	練習艦隊が（磐手、淺間司令官今村中將）サイパン港に入港した。
	八・五	法令審議委員規程を定め即日施行した。
	七・二三	軍艦春日サイパン港に入港し、御乘組の久邇宮朝融王殿下が御上陸遊ばされた。
	八・一	南洋廳水產試驗場はマダライ新廳舍で執務を開始した。
	八・三	テニアン神社御遷座式が行はれた。
	八・一七	南洋群島コプラ檢査規則を定め十一月一日より施行した。
	八・二五	天皇陛下より救療費として御內帑金を拓務大臣に下賜せられ、南洋廳管內に一千圓頒賜された。
	八・二一	官有地特別賣渡規則、地價調査委員會規則を定ゆ即日施行した。
	九・五	日滿論定書に調印し、日本は滿洲國を承認した。
	九・一二	支廳長會議が南洋廳で開催された。
	九・二〇	勅令を以て南洋群島產業組合令が公布された。
	九・二七	南洋興發株式會社に對しロタ島に製糖工場設置を許可し、原料採取區域をロタ島一圓とした。
	一〇・三	家畜傳染病豫防規則を定め即日施行した。
	一〇・四	南洋群島產業組合令施行細則を定め即日施行した。

二五九二	昭和七・七	サイパン支廳部落事務施行規則を定めた。	一九三二
	一〇・一六	松田長官答禮使としてグアム島を訪問した。	
	一一・一八	家畜傳染病規則施行細則を定め即日施行した。	
	一二・一	サイパン島に南洋タピオカ澱粉合資會社が設立された。	
	一二・三五	故横田長官胸像が南洋廳前昌南倶樂部前庭に建立された。	
二五九三	昭和八・一・一三	サイパン島サバナタラホホ、サイパン郵便局官舍内に官廳用無線電話が設置された。	一九三三
	一・一四	ロタ島ソンソンに巡査部長派出所を設置した。	
	一・一五	ガラパン町で最初の協議會員選擧が行はれた。	
	一・一七	巡査訓授規程を定めた。	
	二・一	パラオ信用販賣購賣利用組合、サイパン信用組合が設立された。	
		勅令を以て南洋群島に於ける司法警察官の職務は已む得ざる場合は巡査をして行しむることを得ることゝされた。	
	二・二	南洋廳書記官大磐誠三は臺灣總督府澎湖廳長に轉じ、臺灣總督府臺東廳長從五位勳六等兒玉魯一が南洋廳書記官に任ぜられた。	
	二・五	松江興發社長が「南洋開發十年史」を著した。	
	二・二四	パラオ支廳部落事務施行規程が定められた。	
	三・八	サイパン國防航金聯合會が成立した。	
	三・二七	國際聯盟離脱に際し勅語及告諭が煥發された。	

	三・三〇	南洋廳實業學校官制が公布された。
	四・一	南洋廳實業學校規則を定め、四月一日より施行した。
		マリアナ群島サイパン島に南洋廳サイパン實業學校が設置された。
		ロタ島にロタ尋常小學校、テニアン島にカーヒー尋常小學校、マルポ尋常小學校が設置された。
		サイパン尋常高等小學校が尋常科と高等科と分離し各獨立校となつた。
		勅令を以て南洋群島に於ける行政執行法が公布され七月一日より施行された。
	四・七	公醫規則を定め即日施行した。
	四・二五	靜岡丸がヤップ島附近で坐礁した。
	四・三〇	ロタ製糖所が二ヶ年製糖延期となつた。
	五・一〇	南洋廳支廳出張所事務分掌規程を定め即日施行した。
		サイパン支廳管内テニアン島に、サイパン支廳テニアン出張所が設置された。
		ロタ島にロタ警察官派出所を設置した。
	五・一三	ロタ警察官派出所規程を定め五月十日より施行した。
	五・二三	巡査分限令取扱規程、巡査懲戒令取扱規程を定め昭和八年三月一日より施行した。
	五・二一	ポナペ支廳部落事務施行規程を定めた。

二五九三	昭和八・五・二九	寄附金品募集取締規則及同施行細則を定め卽日施行した。
	五・三一	農產奬勵規則を定め卽日施行した。
	六・一五	貴族院議員南洋視察團一行十名サイパン島に來り、更にヤップ、パラオ方面に向つた。
	六・二三	南洋廳實業學校施行細則を定め翌つて四月一日より施行した。
	七・一	練習艦隊（磐手、八雲、司令官百武中將）サイパン港に入港した。
	七・二四	高松宮殿下聯合艦隊にてパラオに御寄港御上陸遊ばされた。
	八・一	ロタ島にロタ郵便局（特定郵便局）を設置した。
	八・二	コロール町に南洋物產合資會社が設立された。
	八・四	南洋廳長官正四位勳四等男爵松田正之は朝鮮總督府專賣局長に轉じ、關東廳警務局長正四等林壽夫が南洋廳長官に任ぜられた。
	八・一二	株式會社南洋日日新聞社が開散した。
	一〇・四	トラック信用販賣購賣組合、テニアン信用組合、ポナペ信用組合が設立された。
	一〇・六	勅令を以て南洋群島土地調査令、南洋廳土地審査委員會令が公布された
	一〇・一二	サイパン、テニアン、ロタ在住邦人官民は國防獻金四萬五十餘圓海軍省に送金した。
	一〇・二四	南洋群島移出入植物取締規則を定め十一月一日より施行した。
		サイパン、パラオを前規則による檢査を行ふ海港とした。
		一九三三

	一〇・二六	初代南洋長官手塚敏郎が卒去された。
	一一・一一	サイパン島で「南洋朝日新聞」が發刊された。
	一二・二二	皇太子殿下御降誕あらせられ、群島各地でも祝賀の催があつた。
	一二・二八	南洋群島標準時を定め昭和九年一月一日より施行した。
二五九四	昭和九・一・二〇	ガラパン信用購賣販賣利用組合、テニアン信用購賣販賣利用組合が設立された。
	一・二四	南洋群島土地調査令施行細則、南洋廳土地審査委員會令施行細則を定め卽日施行した。
	二・六	パインナップル益蟲研究のためハワイ大學の崎村千藏がサイパンへ來られた。
	三・七	グアム島在住邦人に對し米國官憲より、四月四日迄に所用土地を處分するやう下命された。
	三・一四	パラオ諸島マラカル島に南洋石油株式會社が設立された。
		アナタハン島に溫泉が發見された。
	三・三〇	東京聯合少年團南洋視察團一行二十五名がサイパン島に來島した。
	四・一	ロタ島ロタ郵便局で電信事務を開始した。
	四・一四	東京羽田に於て第一南洋號「報國第四十三號」の名令式が擧行された。
	四・二一	ロタ島に南洋ココア株式會社が設立された。
	六・五	南洋廳觀則所トラック出張所が設置された。
一九三四		

二五九四　昭和一〇

六・二五　料理屋飲食店營業取締規則、及同施行手續、屠場取締規則、同施行手續、交通取締規則、自轉車取締規則、獸肉營業取締規則及同施行手續、講會取締規則及同施行手續を定め卽日施行した。

六・二九　横濱丸で學者視察團（東大教授矢内原忠雄等）が來島した。（サイパン島）

七・八　岡田啓介組閣し、拓務大臣をも兼攝した。

七・一七　練習艦隊（淺間、磐手司令官松下元中將）がサイパン港に寄港した。

七・二五　巡警長採用規程及巡警長服制を定め卽日施行した。

八・七　サイパン島彩帆神社境内の南洋興發株式會社々長松江春次壽像除幕式が擧行された。

八・一〇　京大教授理學博士松山基範外三名、地球引力測定及潮の干滿調査の爲サイパンへ來島した。

九・一〇　兒玉秀雄が拓務大臣となつた。

九・一一　南洋群島石油移出取締規則を定め卽日施行した。

九・二〇　川端龍子畫伯が來島（サイパン島）した。

一〇・一　南洋廳各郵便局に名勝史蹟等に因める圖案を挿入した通信日附印を使用することを許可した。

一〇・二　米國東洋艦隊約三十隻がグアム島に入港した。

一〇・八　理髮營業取締規則及同施行手續を定め卽日施行した。

一一・三　午後二時頃ウラカス島附近で海底火山が大爆發した。

一一・三〇　東北冷害地の移民五百名がロタ島に來島した。

一二・二九　ワシントン條約廢棄を通告し、帝國の見解を聲明した。

二五九五　昭和一〇

一・一六　南興水產株式會社（本店パラオ）が設立された。

二・一　南洋協會南洋群島支部で月刊雜誌「南洋群島」創刊の運びとなつた。

二・五　昭和十年島勢調査規則及同事務取扱規程を定めた。

二・一一　紀元節に際し天皇陛下より恩賜財團慈惠會、恩賜財團奬學會に金一封御下賜された。

一九三五

三・二　四國八十八ケ所サイパン靈場開山式が行はれた。

三・二七　日本は本日で完全に國際聯盟を離脱した。

五・八　勅令を以て南洋廳警察官吏服制が公布された。

五・二八　警察官吏服裝規則を定め卽日施行した。

六・一　南洋廳事務分掌規程を定め、長官官房秘書課長官官房文書課、地方課、財務課、警務課、拓殖課、水產課、土木課、交通課の九課を置いた。

六・一七　サイパン港挂燈浮標、テニアン燈臺に點燈を開始した。

六・二一　ヤンプ支廳に於て晰蜴捕獲取締規則を定めた。

六・二四　來議員視察團一行十四名サイパン島に上陸更にヤップ、パラオに向つた

六・二九　南洋廳觀測所ヤルート出張所が設置された。

練習艦隊御乘組の久邇宮、伏見宮、朝香宮の三殿下はヤルート島に御上

陸遊ばされ、更に七月十三日サイパン島にも御上陸遊ばされた。

二五九五　昭和一一・七・三　南洋廳統計事務規程を定め即日施行した。

七・一〇　東都大學々生視察團一行四十二名來彩、更にヤップ、パラオに向つた。

八・三一　南洋廳醫院診療並諸料金徴收規程を定め十月一日より施行した。

九・九　教科書審議委員會規程を定め即日施行した。

九・一一　警部補及巡査被服屬具支給並貸付規程を定め十月一日より施行した。

一〇・一　第四回島勢調査が施行された。

其の結果、南洋群島人口總數十萬二千五百三十七人、邦人五萬一千八百六十一人（朝鮮人、臺灣人ヲ含ム）島民五萬五百七十三人、外國人百三人であつた。

一〇・三　矢内原忠雄が「南洋群島」の研究を著した。

一〇・一三　拓務省の南洋群島開發調査委員會總會答申案が可決された。

一〇・一三　貴族院視察團一行（十五名）サイパン島に到着し、更にヤップ、パラオ方面に向つた。

一〇・一七　表裏南洋の名稱を廢し、内南洋、外南洋と改稱した。

一二・二　サイパン尋常小學校に　天皇皇后兩陛下御眞影を御下賜された（十日パラオ丸便にて到着）

一二・一　トラック諸島に暴風が襲來して被害が尠くなかつた。

一二・二四　水産奬勵補助規則を定め即日施行した。

一九三五

一二・二七　ポナペ島に南洋電力株式會社を設立された。

二五九六　昭和一一・一〇　十二月中旬のトラック支廳管下の暴風被害を聞召され　天皇、皇后兩陛下より御内務金八百圓を下賜された。

一・一五　ロンドン海軍軍縮會議を脱退した。翌十六日首相、外相、海相はそれぞれ聲明書を發表した。

一・一六　南洋廳書記官兼臺灣總督府交通局理事兒玉魯一は願により本官並兼官を免ぜられ、朝鮮總督府事務官正五位勳五等堂本貞一南洋廳書記官に任せられた。

二・一一　紀元節に際し　天皇陛下より恩賜財團慈惠會　恩賜財團奬學會に金一封御下賜の御沙汰があつた。

二・二六　帝都東京に不祥事件（二・二六事件）が突發した。

三・九　廣田弘毅が組閣し、永田秀次郎が拓務大臣となつた。

三・二三　南洋群島漁業規則を定め六月一日より施行した。

三・二八　巡査配置及勤務規程及支廳警察監督及訓練規程を定め、六月一日より施行した。

四・八　ロタ島にタルガ尋常小學校、アンガウル島にアンガウル尋常小學校、パペルダオブ島にガルドック尋常小學校、ポナペ島にマタラニーム尋常小學校、ジャボール島にヤルート尋常小學校が設置された。

三・二一　臨時サイパン港修築事業規程を廢止した。

一九三六

二九九六	昭和二 七・一三	衆議員視察團一行（十一名）初航海のサイパン丸でサイパンに來り更にヤップ、パラオ方面に向つた。	一九三六
	七・二五	勅令を以て南洋殖拓株式會社令及南洋群島國有財産評價委員會官制が公布きれた。	
	九・一	特定テニアン郵便局が普通郵便局となつた。	
	八・四	勅令を以て南洋廳航空官を置くことが公布された。	
	八・一八	水産試驗場規程が廢止され。南洋廳水産試驗場も廢止された。	
	九・一六	勅令を以て南洋廳熱帶研究所官制が公布された。	
		南洋廳産業試驗場及分場を廢止し、南洋廳熱帶産業研究所（コロール島）及支所（ポナペ島、サイペン島）が設置された。南洋廳熱帶産業研究所事務分掌規程同支所事務分掌規程、同支所長處務規程を定め即日施行した。	
	九・一九	南洋廳長官林壽夫は願に依り本官を免ぜられ。拓務省殖産局長從四位勳三等北島謙次郎が南洋廳長官に任ぜられた。	
	一〇・八	貴族院議員一行（十一名）サイパン島に來り、更にヤップ、パラオ方面に向つた。	
	一〇・二二	サイパン支廳管内に大暴風雨襲來し、被害が甚大であつた。	
	一〇・二八	パラオ諸島ココール島に南興眞珠株式會社が設立された。	
	一一・九	練習艦隊（磐手、八雲）がサイパン港に寄港した。	

	一一・一二	サイパン支廳管下暴風雨被害を聞召され　天皇皇后兩陛下より御内帑金一千五百圓御下賜された。	
	一一・二七	パラオ諸島コロール島に南洋拓殖株式會社が設立された。	
	一二・一	ポナペ島パルキールにパルキール尋常小學校が設立された。	
	一二・二	パラオ諸島コロール島で日刊新聞「南洋新報」が創刊された。	
	一二・一七	南洋廳官制が改正され、内務部、拓殖部を置き、視學が置かれることゝなつた。	
		南洋廳事務分掌規程を定め、長官々房に、秘書課、文書課、内務部に地方課、財務課、警務課、土木課、拓殖部に農林課、商工課、水産課、交通課を置いた。	
	一二・二五	簡易生命保險及郵便年金事務、郵便振替貯金、特別取扱規則及同取扱規程を定め昭和十二年一月四日より施行した。	
二五九七	昭和三 一・一	南洋廳採鐵所官制が廢止され、アンガウル燐鋼所は南洋拓殖株式會社に移管された。	一九三七
	二・二	林銑十郎が組閣し、大藏大臣結城豐太郎が拓務大臣を兼攝した。	
	二・二五	南洋廳熱帶研究所拓殖練習生規程を定めた。	
	三・一八	ポナペ島コロニヤ町に南洋産業株式會社を設立した。	
	三・三一	勅令を以て南洋群島國有財産令が發布された。	
	四・一三	視學學事視察規程を定め即日施行した。	

四・一六	パベルダオブ島アイライ村にアイライ尋常小學校、アルモノゲイ村にガルミスカン尋常小學校を設置した。	
昭和二四・二八	南洋廳實業學校規則及同施行細則を定め四月一日より施行した。	二五九七
五・一二	パラオ諸島コロール島に大洋眞珠株式會社が設立された。	
五・一七	サイパン島に南大平洋貿易株式會社が設立された。	
五・二一	勅令を以て南洋群島鑛業令が公布された。	
五・二四	パラオ諸島コロール島に南洋鳳梨株式會社が設立された。	
五・二五	雇員服制を定めた。	
五・二六	南洋廳郵便局監察規程を定めた。	
五・二八	畜産奬勵規則を定め即日施行した。	
六・四	近衛文麿が組閣し、大谷尊由が拓務大臣となつた。	
六・五	パオラ諸島コロール島に南洋電氣株式會社が設立された。	
六・一八	パラオ諸島コロール島に海洋殖産株式會社が設立された。	
六・二九	南洋群島鑛業令施行細則を定めた。	
七・八	南洋廳水産試驗場官制が公布された。	
	北支那蘆溝橋事件が勃發し、日支事變の起因となつた。	
七・九	パラオ諸島コロール島に南洋廳水産試驗場を設置した。	
	南洋廳水産試驗場事務分掌規程及同試驗場長職務章程を定め即日施行した。	

七・三	本日より南洋廳に於て支廳長會議を開催した。	
八・三	南洋群島暴利取締規則を定め即日施行した。	
八・四	ロタ島にサイペン支廳ロタ出張所を設置した。	
八・六	南洋廳に於ける南洋拓殖株式會社監理官處務規程を定めた。	
八・一一	勅令を以て南洋群島臨時利益配當令が公布された。	
八・二一	南洋群島電氣事業規則を定め即日施行した。	
	南洋廳支廳及出張所事務分掌規程を定め九月一日より施行した。	
八・二六	南洋群島臨時利益配當稅令施行細則を定め即日施行した。	
	南洋廳支廳長及出張所長委任事項及南洋廳所屬官署長專決事項を定めた	
八・二八	南洋廳郵便局事務分掌規程を定め即日施行した。	
九・六	南洋群島國有財産令施行規則、南洋廳所轄國有財産取扱規程を定め即日施行した。	
九・一五	南洋群島土地利用調査規則を定め即日施行した。	
一〇・一	トラック諸島秋島に秋島公學校を設置した。	
一〇・一二	漁業經營費低減補助規則を定め即日施行した。	
一〇・二〇	南洋群島鐵鋼工作物築造許可規則を定めた。	
一一・一〇	勅令を以て南洋群島臨時賚金調整令が發布された。	
一一・一一	南洋群島臨時賚金調整令施行規則を定め即日施行した。	
一一・一六	南洋群島標準時を定め昭和十三年一月一日より施行した。	

三・二九　南洋廳統計事務規程を定め即日施行した。

跋

昭和三年十一月　今上陛下御即位の大禮を擧げさせ給ふ。この曠古の大典を記念する爲に、本教育會では南洋群島教育史の編纂が計畫され、左の項目により各教育資料の蒐集方を南洋廳各支廳長に委囑した。

記

一、編纂の目的

南洋群島にに於ける教育の沿革を明かにし併せて教育事業に貢献したる者の事蹟を傳ふるにある。

二、編纂の方針

資料の蒐集を主として之が記述は事實の記載に止め筆者の意見を加へざること。

三、編纂の方法

記述の順序は大體別紙目次に依ることゝし、資料の蒐集は之を南洋廳及各支廳に依頼し、編纂は本會に委員を置き之を爲さしむることゝす。

資料の蒐集は昭和三年十二月末迄を期限とし、編纂は昭和四年三月末を以て完了の豫定。

四、蒐集資料の種別

南洋廳（本廳）に於ける資料の蒐集は本會委員之を爲すも、各支廳に依頼して蒐集したき資料の種別を左に掲ぐ。

1、島民固有の教育

學校教育といふものは勿論なかつただらうが、青少年を指導して、一人前の人間まで訓練した方法は具つて居たものと思はれる。又島民の家庭教育には看過すべからざるものがある。依つて此等の方法に關する事項を男安別に、且本項の資料は文書又は記錄の形では存しないと思はれるから故老の談話を聽取し記述せられたい。

2、西領時代の教育

學校を建てゝ行つたか、教會で行つたか、其の何れにせよ教科目。教授時數、兒童數其の他に關する事項。

3、獨領時代

同　前。

4、教育に關する公文書寫

軍政廳長、民政署長及支廳長より出された廳令、訓令、告示、告諭、通牒其の他の原議寫、之は公表になつた文面のみでなく原議全文の寫（回議の認印寫も忘れぬやう）を提出のこと。

或施設に對し其の動機建言を爲したる者、又は之を實施するに至りたる經路を明にすること。

右につき反對意見ありたるものは其の要領及之を主張したる主なる者の氏名を明にすること。

5、教育功勞者の事績

教育者以外の者で學校の創立、社會教化其の他に就て功勞ありたる者の事績、（島民にして校舍の建設、敷地の寄附其の他に就て功勞ありたる者の事績も含む）

6、社會教化團體

教育會、青年團等社會教化に關係ある團體に就て其の創立、事業の概要、團員（種別、員數）指導者、經費等に關する沿革。

7、職業指導機關

農業講習や編物講習等職業指導に關係ある機關に就て創設以來の講習員、指導者、經費等に關する沿革。

8、內地其の他への留學生

島民にして內地、其の他へ留學し既に歸還したるもの、又は現に留學しつゝあるものに就て調査のこと。

本項は學校に入學したるもののみならず、職業修得の爲めに出でたるものすべて網羅し、歸還後の狀況をも調査のこと。

9、修養娛樂の施設

巡回文庫、倶樂部、文藝會、體育會、島民舞踊其の他に就て事業の概要、經費等に關する沿革。

10、寫眞の蒐集

教育に關係ある寫眞は新古を問はず出來るだけ蒐集のこと。

特に古い時代の寫眞は此の際蒐集せざれば湮滅の恐れがあるから努めて之が蒐集に盡力のこと。

11、各校の沿革

別紙目次第五章各項の沿革は各學校長に於て調査し、或る程度まで成文として記述し提出のこと。

特に其の學校に功勞ありたる者の事績に就ては、職員たると否とを問はず可成詳細に記述のこと。

12、其の他

以上列擧した事項の他に教育史に記錄するを適當と認められたるものは、別に事項を掲げて資料蒐集のこと。

五、資料の補足

資料は之に據るべき文書又は記錄なき場合は其の事項を知悉せる故老其の他につき談話聽取のこと。

資料には可成說明を附し、資料と資料の關係を明かにすること、又資料のみにて不備の場合は可成當時の事情を知れる者の談話聽取其の他の說明を附し其の不備を補足されたきこと。

六、記述の樣式

資料蒐集の際特に記述を必要とする場合の文章は文章體とし、假名は片假名使用のこと。但し他人の談話を筆記する場合の文章は談話體にても可なり。

文書、記錄寫又は記述に用ふる用紙は和洋何れにても可なるも半紙判を使用し、

一事項每に別紙に認むること。

一事項中にて分割するを適當とするものも前同樣別紙に認むること。

一事項每に之を綴り表面の欄外に原據（例へば何々書第何頁又は誰某談話）を示し擔當者に於て記名捺印のこと。

七、資料の寄贈其の他

資料は可成本會に寄贈を受けたきも、若し受け難きものは一時貸與の方法を取られたきこと。

八、資料の提出期限

一事項にても資料の蒐集完了したるものより順次提出し、昭和三年十二月末迄には同部提出のこと。但し期限後と雖も適當なる資料あるときは追送のこと。

九、資料蒐集に要する經費

本會は群島に於ける教育關係者の奉仕に依り本事業を遂行する豫定なるを以て資料蒐集に對する報酬等は何等の經費を見込み居らざるも、特に經費を要する場合は、其の旨申越されたきこと。

以上

（目次省略）

當時の計畫では資料の蒐集を昭和三年十二月末に締切り、翌四年三月迄に編纂を完了する豫定であつたが、本廳關係の資料蒐集が、容易に進捗せず、豫定の實施が出來ずに歲月は次々と過ぎ去つた。

此の記念事業は教育會幹事が之を擔當し、本廳の學務主任が幹事として直接事務を執つて居たが、本書の立案者であり當時の擔當者であつた松田一海屬は昭和七年二月退官となり。金井新吉屬が其の後任として學務主任となつた。

元來教育會の事務は南洋廳庶務課（後に地方課）の一員が公務の餘暇を割いて執務して來たもので、編纂事務までには中々手が屆かなかつた。昭和七年度より南洋廳は之が補助金として每年金六百圓を下付され、專務書記を雇

入れて本廳關係の資料の蒐集に力め、金井幹事も專心之が整理に力められたが完成を見るに至らず、昭和十一年二月サイパン支廳庶務係長に榮轉された。

尙澤田幹事は、昭和七年四月に退官され、其の後任として立山幹事が就任し、昭和八年十二月ポナペ支廳長に轉じ、只野幹事が昭和九年一月就任し、翌十年四月財務課長に轉じ、同月森幹事が就任したが、翌十一年一月にパラオ支廳長に轉じ其の後任として黑部幹事が就任し。金井幹事の後任には高橋幹事が就任した。

斯くして人變り年移つたが、群島の異常なる發展に伴つて教育事務は益々繁劇を加へ、教育史の編纂事業は遲々として進捗せず、斯の如くしては何時完了するやも圖り難い狀態であつた。依つて昭和十二年七月の評議員會に諮り、コロール公學校勤務の小楠訓導に編纂事務を委囑して、編纂整理を行ふことゝした。

斯かる間にも昭和十二年八月に八木幹事が就任し、翌十三年一月には黑部幹事は拓務省事務官に榮轉し、其の後任として麻原幹事が就任し、五月には八木幹事に代つて大水幹事が就任した。

昭和十三年四月編纂整理中の本書の原稿が完了したので、早速井上評議員、鎌田評議員吏に幹事、副會長、會長の供閲を了し玆に初めて上梓するに至つた。

本書の編纂が計畫されて既に十年、其の間の群島事情の變遷は、隔世の觀があり、教育事業も亦著しく其の普及と實績を擧げて居る。出版期日が斯くも延引したことは遺憾至極であるが、一面十年間の新史實を追補したことにもなるわけである。

終りに臨み本史編纂の擧に對し多大の援助を給はつた各位に厚く感謝の意を表して筆を擱く。

昭和十三年七月二十日

南洋群島教育會幹事
南洋廳事務官　麻原三子雄
南洋廳屬　大水精
南洋廳視學　高橋政吉

編纂後記

南洋群島教育會の命によつて、南洋群島教育史の編纂事務に着手したのは、昨年の八月中旬で、昭和十二年度中には完成して欲しいと希望されました。

南洋群島教育史は、南洋群島教育會の記念事業として、昭和三年に着手されて、既に十年の歳月を經て居ます。其の間には幾人かの人によつて編輯が試みられ、各方面から蒐集された資料は隨分澤山あり、淨書されたものもありました。

編纂整理上私の困難であつた事が五つあります。其の一は、既に立案計畫されて居ることと私の考とが一致しない場合が多々あつたことです。其の二は、各支廳及學校等から報告されて居る資料が不統一であつたことです。其の三は西班牙、獨逸及其の他諸外國の南洋に對する文献の蒐集が少く、私にも之を集める餘裕と能力がなかつたことです。其の四は、私がまだ南洋群島の事情に暗く、其の上自分で幾分でも群島の實狀を調査する機會を與へていたゞけなかつたことです。其の五は、私の編纂事務が公務の餘暇といふ條件で、時間的にも、精神的にも之にのみ專念する事が出來なかつた點であります。

私はこの教育史の編纂整理を行ふに當つて第一に念頭に置いたことは、本書が單に南洋群島教育の一局部を知る爲の教育史でなく、南洋群島史の中の教育部面を特に詳述するといふ點であります。私はこの書が一般の人には南洋群島を正しく知る好個の資料となり、教育關係者の爲には、群島の歴史及地理の參考書となり、少くとも南洋群島の教育に關する事項に就ては、本書さへあれば間に合ふ樣にと努力しました。

それで以前に計畫されたものよりも、群島の歴史的事項を多分に取り入れ、末節の各學校に關する記述等は出來るだけ縮少しましたが、學校創立當時の事情を詳述したのは、その土地の發展狀況を知る好個の資料ともなるからであります。主な教職員の傳記に就ては何れを擧げ何れを除くかの限界がつけ悪いので全部除き、特別な人に就ては適當な所に挿入しましたが特說する事を避けました。

寫眞を豫定以上に取り入れた事は、之に依つて群島の教育を物語る一助とし、更に寫眞に依り記述以外の事項をも推想出來ると思つたからです。年表は教育關係以外の事をも多く取り入れて、南洋群島の歴史を知る一助とする目的で、私が以前から編輯して居たものを改輯して附錄といたしました。

本書の資料は、臨時南洋群島防備隊及、南洋廳の文書並に其の發行著書、各支廳及各學校等の報告を基とし、既刊の著書をも參考としました。記載事項は統計に關するものは昭和十年度を限度とし、其の他の事項は出來得る限り最近までに及ぼすことにつとめました。

蒐集されて居た資料は精選して、正確を期して揭げたつもりでありますが、短期間に編纂整理を行はなければならなかつた關係上粗漏の點も少くなからうと思ひます。編纂整理を終了して見ますと、教育會が本書を編纂する趣旨の一部分をも果されて居ない氣が致します。

若し此の南洋群島教育史が、社會文化に寄與するする點がありましたら、其の功は本書を編纂發行される南洋群島教育會及び計畫された方々、資料を提出された諸氏にあり、種々の缺點及誤記等の罪凡ては最後に編纂整理を行つた私にあることを自認して居ます。

最後に編纂整理に際し種々の御高教御援助を賜つた官廳、民間の諸氏、時間的に便宜を與へていたゞいた、學校當局に對し深甚なる謝意を表します。

昭和十三年　四月　十日

編纂事務囑託　小補安太郎

しるす

昭和十三年十月十五日印刷
昭和十三年十月二十日發行

南洋群島教育會

東京市神田區旅籠町二ノ十二
印刷者　青田伊祐

東京市神田區旅籠町二ノ十二
印刷所　廣業館
電話下谷　五五七　四四八二

JA9815